

第一百五十六回

參議院文教科學委員會會議錄第十六号

平成十五年五月二十九日(木曜日)

午後一時四分開会

委員の異動
五月二十八日

補欠選任

副大臣	國務大臣
文部科学大臣	文部大臣
文部科学副大臣	文部大臣
河村	遠山
建夫君	敦子君

○委員長(大野つや子君)　ただいまから文教科学
委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
昨二十八日、岩本司君及び江本孟紀君が委員を
辞任され、その補欠として齊藤勁君及び鈴木寛君
が選任されました。
また、本日、畠野君枝君が委員を辞任され、そ
の補欠として富樫練三君が選任されました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(大野つや子君) 御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。

五月二十九日
山根 隆治君
佐藤 雄平君
政府参考人

辭任
補欠選任

佐藤 雄平君
山根 隆治君
富樫 練三君

出席者は左のとおり。

委員長

仲道 橋本 俊哉君
佐藤 聖子君 泰介君

本日の会議に付した案件 政府参考人の出席要請に関する件

参考人の出席要求に関する件

委員

大仁田 厚君

北岡秀二
後藤博子君

中曾根弘文君

齋藤
勁君

金石錄

草川 昭三君
富樫 練三君

- 内閣提出、衆議院送付
- 独立行政法人メディア教育開発センター法案等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大野つや子君) 次に、参考人の出席を要
求に関する件についてお詰りいたします。
国立大学法人法案外五案の審査のため、参考人
の出席を求め、その意見を聴取することに御異議
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大野つや子君) 御異議ないと認めま

した理念、理想を実現するためのものでなければなりません。

等教育を大切にすべきであると主張いたしました。

また、当初、独立行政法人は非公務員化が予想されたことに対しまして、私は批判的でありました。教育研究は独立行政、行政になじまないと考えました。その点、今回の法律が国立大学法人であることを大変喜んでいます。

しかし、その後、アメリカやヨーロッパを始め、他の国の大半がほとんど法人格を持つていることを知り、日本の国立大学が眞の自主性を持つために法人格を持つことがよいと判断をいたしました。

そこで、第一問といたしまして、今回の改革の理念をどう思つておられるか、また、国立大学は本当に自主性を得ることができるのか、その自主性とは何を意味するのか、文部科学大臣にお聞かせいただければ幸いです。

○國務大臣(遠山敦子君) 誠に大学の在り方は一くと、いうことが大変重要であるわけでござります。特に、国立大学は国民の税金で賄われる大学でございまして、そのことをしつかりと考えながら大学がその本来の機能を十分に發揮していただけるわけでございます。

国立大学の法人化は、大学の自主性を尊重しつつ、大学改革の一環として検討するという平成十四年四月の閣議決定を踏まえまして、平成十一年ですね、大学の教育研究の活性化を図るという、正に大学改革の観点から行われるものでございます。現在の国立大学は、様々な工夫はいたしておりますけれども、基本的には文部科学省という行政組織の一部として位置付けられておりますので、国の予算制度あるいは国家公務員法制の下で日常的に文部科学大臣の広範な指揮監督下に置かれて

いるわけでございます。欧米諸国においては既に法人化があるということは議員の御指摘のとおりでございまして、今回の法人化は、そういう状況にかんがみまして、日本におけるこれまでの国と国立大学との在り方を大きく見直そうとするものでございます。

一つは、国立大学を独立した法人とすることによりまして、国の枠組みから外して各大学の運営上の裁量を制度上大幅に拡大するということをねらいとしておりますし、国の関与につきましては、中期目標、中期計画といった六年間の入口の部分と、それから事後的な業績評価などの出口の部分に制度上限定しようとするものでございま

す。このように、法人化による各大学の自主性の拡大といいますものは、正に大学における創造的な教育研究の実施を促進することを目的といたしております。

○有馬朗人君 ありがとうございます。私は反対であります。このように、初中教育費が少ないにもかかわらず日本の初中教育の質がそろつっているということは、教員の給料に対する国庫負担と国としての学習指導要領の存在によります。それを地方交付金にしようという動きに対しまして、私は反対であります。

私は、高等教育のみでなく、初中教育も含めた教育に対する公的財政負担が余りにも少ないと思つております。

○政府参考人(遠藤純一郎君) そこで、GDPで日本及び主な国々の高等教育並びに初中教育に係る公的財政負担率を教えてください。

私は、高等教育のみでなく、初中教育も含めた教育に対する公的財政負担が余りにも少ないと思つております。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 条件が様々でございますので単純な比較は困難だと

思いますけれども、OECDの調査によりますと、一九九九年における我が国の高等教育の公財政支出、学校教育費のGDPに対する割合は〇・五%でございまして、アメリカが一・一%、イギリスは〇・八%、フランスが一・〇%、ドイツが一・〇%となつております。初等中等教育についてでございますが、日本が二・七%、アメリカが三・五%、イギリス三・三%、フランス四・一%、ドイツは二・八%となつております。

○有馬朗人君 ありがとうございます。私が調べたところでは、高等教育はGDPに対

する割合で、今もお返事がありましたが、日本は主な国の中でも最低、アメリカに比べて半分以下であります。初中教育はそれに比べるとまだよいのですが、それでもアメリカに比べて〇・六%も大きいとお答えいただいた数字に近いものであります。

このように、初中教育費が少ないにもかかわらず日本の初中教育の質がそろつっているということは、教員の給料に対する国庫負担と国としての学習指導要領の存在によります。それを地方交付金にしようという動きに対しまして、私は反対であります。

○副大臣(河村建夫君) 私はアメリカで子供一人を近くの小中学校に入れ、地方地方によつて教育の間に極めて格差があるということに驚いたものであります。国庫負担について文部科学大臣が大変な御苦労をなさつておられる御努力に心から感謝いたしますが、この点に関しましてどのような方向を今後お取りにならうとしておられるか、お聞かせいただければ幸いであります。

○副大臣(河村建夫君) 有馬委員御指摘のように、義務教育費国庫負担制度、これは国の責任によつて最低保障の、義務教育の平準化といいますか、そういうものを保障する制度でございまして、御案内のとおり、教職員の給与等の二分の一を国が負担をすると、こういうことになつております。その結果、全国的な観点からも教育の機会均等や教育水準の維持向上が図られてきた、有馬委員御指摘のように、高い水準でといいますか、保つてきたものだと、こう思つています。

これを地方に移管という話でございますが、仮にこの制度を廃止するということになりますと、全額一般財源化というような方向になりますと、これは地方の自由でありますから、首長さんの考え方いかんにもよるわけでございますが、ほかの用途にも、道路に化けるかもしれない、こういうことも可能になつてくるということでございました。

○有馬朗人君 大変力強いお考えで安心いたしました。是非それをお進めいただきたいと思います。

また、高等教育は私立大学に大変依存しています。高等教育費をしたがつて国としては余りにも少なく抑えているということを一体文部科学省はどう御認識になり、どう改善しようとおられるかについてお聞かせいただきたいと思います。

○有馬朗人君 国立大学の法人化の理念を実現するために最も必要なことは、財政的基盤を強化することではないかと私は考えております。そしてまた、私学の助成を増やしていく、これが極めて日本の高等教育の水準確保の保障がなくなるということが、そういうような懸念があるわけでござります。

義務教育費に係る経費負担の在り方について議論をしていただく、こういうことにしておられました。そして、アメリカに比べて〇・六%も少ない。今お答えいただいた数字に近いものであります。

このため、文部科学省といたしましても、中央教育審議会において義務教育制度全体の中で御議論をしていただく、こういうことにしておられます。そして、先日、五月十五日でございますが、今後の初等中等教育改革の推進方針についてといふことをお詫びいたしますところでございます。

中教審での御論議も踏まえながら今後検討いたしていくわけでございますが、その際には、一般念頭に置きながら、義務教育について国としての責任をしつかり果たしていくという観点に立たなければなりません。

私は義務教育の保障を国がするという基本認識を持たなきやいかぬと、こう思つておりますので、私はそれを堅持すべき方向でなければいかぬと思つております。これから中教審の議論も十分踏まえながらその方向で我々としては考えてまいりたいと、このように思つてはいるところであります。

○有馬朗人君 大変力強いお考えで安心いたしました。是非それをお進めいただきたいと思います。

また、高等教育は私立大学に大変依存しています。高等教育費をしたがつて国としては余りにも少なく抑えているということを一体文部科学省はどう御認識になり、どう改善しようとおられるかについてお聞かせいただきたいと思います。

育において大切なことではないかと思いますが、どうお考へでいらっしゃるか、副大臣、お聞かせください。

○副大臣(河村建夫君) 高等教育が果たしている役割、人材の養成等大きなものがあるわけでございまして、さらに、これからの一十一世紀を考え、知の時代を考え、高等教育を更にこの面で投資をしていくということは極めて重要な課題であると、このように思つておるわけでございますが、特に、高等教育に対する公的財政支出、先ほどございましたが、これは制度の違い等もあって一律には比較はできませんが、確かに欧米先進国と比べて日本のGDP比等も低いこと、このとおりでございます。

それは、やっぱり私学に非常に大きなウエートがあるということは紛れもない事実でございまして、そういう意味からいつても、やっぱりこの高等教育への投資が未来への先行投資であるという御理解は私は国民にも広くいただけると、こう思つておりままでの、必要な高等教育予算は伸ばしていくかなさいかぬと、このようと思つておりますし、それにあつて当然私学助成というものが更に強めていかなければならぬ、そのことによつて高等教育に対するいわゆる資本の投資といいますか、それが増すわけでございまして、文部科学省挙げて取り組んでまいりたいと、このように思つております。

○有馬朗人君 ありがとうございました。

小泉総理は施政方針演説の中で百俵の精神を説かれました。私はそれを聞いて本当にうれしく思いました。教育を大切にすること政治の一一番大切なことだと思ったからであります。

そこで、この数年間にわたつて国の支出する教育費はどうのように上昇したのか、特に高等教育費についてどう変化してきたかをお教えくださ

○政府参考人(遠藤純一郎君) 文部科学省の一般会計予算で見ますと、平成十五年度で六兆三千二百二十億円でございまして、厳しい財政状況を反映して義務教育国庫負担金の対象経費の見直しと申しますと、国立学校特別会計、これにつきまして四年間で二・九%の減と、こうなつておるわけでございますけれども、高等教育関係でございまして、これは予算額が三・八%の増加になると、予算額が四・四%の増加となりでございます。

○有馬朗人君 まだまだ満足できる数字ではありますけれども、でも、こうやつて御努力になつておることに對して感謝いたします。是非とももう一步、もう二歩、ひとつ頑張つてお進みいただきたいと思います。

ここで、法人化の際、大きな問題をはらんでいますと私が考えております中期目標と中期計画についてお聞きいたします。

三十条関係の中期目標には教育研究の質の向上に関する事項があり、三十二条関係、中期計画に関する事項があり、中期目標と中期計画についてお聞きいたします。

三十条関係の中期目標には教育研究の質の向上も教育研究の質の向上に関する目標を達成するための取るべき措置が述べられています。それぞれの意味するところは何か、短くお聞かせください。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 中期目標、中期計画につきまして、「教育研究の質の向上に関する事項」と、こう書いておるわけでございますけれども、これは各国立大学が教育や研究の面におきまして目指します教育目標や研究水準、その実施体制などに関する事項を想定しているわけでございます。

○有馬朗人君 文部科学省、特に旧文部省の優れている点は、ボトムアップ方式を大切にして、大學の各教員の考え、そしてそれを集約した大学の考え方を大きく取り入れ、推進してきたことであります。このボトムアップを大切にする方針は、また、その際に、中期目標、中期計画は本質的

考慮していただきたいと私は考えております。そうしませんと、大学の自主性が十分にその良さを発揮することができないと思います。

法律では、トップダウン的に中期目標が立てられ、それに基づいて大学が中期計画を立てるこになつておる。予算とか教職員数、学生数など、ある部分はトップダウン的な点もあつてよいと思いますけれども、しかし、教育の方針や内容、研究の主題や進め方などはボトムアップ型でなければ実行できないのではないかと私は思いますが、もちろん、トップダウン的な方針をお示しになつておる次第でございます。

○有馬朗人君 まだまだ満足できる数字ではありませんけれども、でも、こうやつて御努力になつておることに對して感謝いたします。是非とももう一步、もう二歩、ひとつ頑張つてお進みいただきたいと思います。

ここで、法人化の際、大きな問題をはらんでいますと私が考えております中期目標と中期計画についてお聞きいたします。

三十条関係の中期目標には教育研究の質の向上も教育研究の質の向上に関する目標を達成するための取るべき措置が述べられています。それぞれの意味するところは何か、短くお聞かせください。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 中期目標、中期計画につきまして、「教育研究の質の向上に関する事項」と、こう書いておるわけでございますけれども、これは各国立大学が教育や研究の面におきまして目指します教育目標や研究水準、その実施体制などに関する事項を想定しているわけでございます。

○有馬朗人君 国立大学の法人化に伴つて、これは、国は所要の財政措置をやるわけでありますが、国立大学は法人化することによって、この運営上の裁量は、これは非常に大幅に拡大をして、そしてその結果、自主性、自律性を高めてまいりたいと考えております。そういう点からいきますと、大学の意

向や自主性を尊重するということについては今後ともいささかも私は変わらないものだと、このように思つております。

そういう意味で、これからも中期目標を立て、策定することになつておるわけでございます。これは文部科学大臣がと、こうなつておるわけでございますが、これは、大臣に対して、御案内のよう、第三条では大学の教育研究の特性への配慮義務がござりますし、三十条三項には国立大学法人の意見、いわゆる原案への事前の聴取義務、さらに国立大学法人の意見への配慮義務といふことも、法律上の義務を課しているのも正にそなへば実行できないのではないかと私は思いますが、もちろん、トップダウン的な方針をお示しになつておる次第でございます。

○有馬朗人君 まだまだ満足できる数字ではありませんけれども、でも、こうやつて御努力になつておることに對して感謝いたします。是非とももう一步、もう二歩、ひとつ頑張つてお進みいただきたいと思います。

ここで、法人化の際、大きな問題をはらんでいますと私が考えております中期目標と中期計画についてお聞きいたします。

三十条関係の中期目標には教育研究の質の向上も教育研究の質の向上に関する目標を達成するための取るべき措置が述べられています。それぞれの意味するところは何か、短くお聞かせください。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 中期目標、中期計画につきまして、「教育研究の質の向上に関する事項」と、こう書いておるわけでございますけれども、これは各国立大学が教育や研究の面におきまして目指します教育目標や研究水準、その実施体制などに関する事項を想定しているわけでございます。

○有馬朗人君 各大学が自主的に、最も良いと考えた中期計画を中期目標で積極的に採用し援助する方針で進んでいただきたいと思います。この考えを大切にしています。既にある程度お答えいただきましたが、高等教育局長、お聞かしします。

なものであるべきで、数値目標の中に論文の数を幾つにせよとか特許の数を幾つにせよとまではお決めにならないようにしていただきたい。あるところでやつて困っているところがあるようがありまして、ここできめ細かいのはきめ細か過ぎると思います。この点につきまして、高等教育局长、お考えをお聞かせください。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 中期目標、中期計画、各大学で最も良いと考えたものをどういうこと

でございます。

今、副大臣が御答弁したとおりでございまして、文部科学大臣が中期目標を策定するに当たりましては、国立大学における教育研究の特性を十分に踏まえ、各大学の意見を事前にお伺いし、それに配慮をするということになつております。御指摘のように、各大学における創意工夫や意欲をしつかりと受け止めまして、それを支援する観点から取り組みないと、こう考えております。中期計画の認可もこのような観点から行うこととしておりまして、各大学がその個性や特色を一層伸ばしていくことができるようにしてまいりたいと思つております。

御心配の点でござりますけれども、私どもはそこまで細かなことが入つてくるということは予想はしておりません。

○有馬朗人君 大学の自主性や自治で最も大切なことは、法を犯さない限り教育の内容、研究の主題を自由に選べること、大学がその目的を達成するためには最も適切な教員を選ぶ人事の自立性があります。このことは法人化したときにも守られるだろうと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(遠山敦子君) それは当然のことですが、いまして、まず我が国の憲法は第二十三条で学問の自由というのをしつかりと定めております。これは、それぞれの研究者が真理の探究の下に自らの研究活動をすること、またその結果を公表することについて何ら外からの力によって妨げられないということをきちっと保障しているわけですが

ざいまして、その憲法の下にいろんな制度があるのでござりますが、大學における自主性の中で決めにならないようにしていただきたい。あるところでやつて困っているところがあるようありますので、ここできめ細かいのはきめ細か過ぎると思います。この点につきまして、高等教育局长、お考えをお聞かせください。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 中期目標、中期計画、各大学で最も良いと考えたものをどういうこと

でございます。

さらに、人事の面につきましては、当然ながら、大学の教育研究に携わる者につきましては、

これがでござります。

○有馬朗人君 ありがとうございます。

ところで、この法律には教授会に関する条文がないと思うんです。学校教育法の条文が用いられを委任をしているわけですね、学長に。新たな法人の下におきましては、制度上、もうその教職員の任命権を大臣から学長に移行するわけでござります。

大臣による任命というのは学長と監事に限られておりまして、その学長につきましても学長選考会議の議を経て大学の申出に基づき行うと

いたことでございまして、今、有馬委員が御心配はないということでございます。

○有馬朗人君 ありがとうございます。

ところでの選考は学長選考会議によつて行われるようになりますが、学長をまとめていく学長は構成員の信頼と尊敬を受けるような人でなければならぬと思うからであります。この点は、更にその方向に行きこすれ、何ら御心配はないということでございます。

○有馬朗人君 ありがとうございます。

このたま、学長の選考であります。そこで、

このため、学長の選考でございますが、学部長

がでござります。

最も大事なのはその教育研究の自由、教授が持つ自由であろうと思います。当然ながら、それは新たな法人化いたしましても、正にそれがより自律的に行われるようになるということです。

われでございますが、大學における自主性の中では、その教育研究の自由、教授が持つ自由であろうと思います。当然ながら、それは新たな法人化いたしましても、正にそれがより自律的に行われるようになるということです。

それがでござります。

ただきます。

大学の改革は、単に教員のみを対象として考

ることはいけません。やはりそこで学ぶ学生のこ

とを考慮して、学生の教育がより良くなることを

図らなければならないと思うんですね。今回の法

人化によってどのような点で教育が目に見えて良

くなるのでしょうか、お聞かせください。

○副大臣(河村建夫君) 今回の大学法人化に伴う

大学改革、大きな改革でございますが、それによつて、有馬委員御指摘のように、教育、受け手側である学生にとつての教育が良くなるというものでないと思つております。

既に大学、高等学校、高等教育への進学、大学

への進学率が五〇%を超えるという、こういう時

代でござります。そういう意味で、学生の能力、

関心、適性というのも非常に多様化してい

る、そういうものに対応して、やっぱり学生が自らの

関心や将来の進路を踏まえて目的意識を持つて大

学で学ぶ、そうした環境をきちっと整えていくと

いうことが何よりも大事な課題になつてきてお

るわけでござります。

そういう視点で、やっぱり

大学側も思つて今回の法人化に伴つて意識改革

をやつてもらわなきやいかぬと、こうも思つてお

るわけでござります。

今回の法人化によつて、いわゆる教育を受ける

大学側の立場に立つて大学運営をするといふ

ことと、具体的には、この法人化によつて、まずは

各大学が学生のニーズに応じた柔軟な学科コース

を編成するといふことが可能になつていくわけ

でござります。

これまで一々そういうものを文部科

省にお伺い立てなきやできないといふような

ございます。

こういう仕組みもあつたわけであります。

いうものが大きく緩和されるといふことでござ

ります。

それから、この法律の三十二条にも、学生に對

し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相

談その他の援助を行うといふことで、いわゆる学

生に對するカウンセリングとかそういうサービス

<p>も徹底してもららうということが、そうした改善を図るということもうたつておるわけでございますし、あわせて、学生による授業評価、これをきちっとやる、それが評価対象に含まれているということも業務として法案できちつと明記をいたしているわけでございまして、正に学生の立場に立った学校、大学運営、この実現が期待をされるわけでございます。</p> <p>このことは、正に学生が本当に勉強しやすい環境を作っていく、しっかりと学ぶということ、これは世界の大学に比較して日本はまだその点後れていると、こう言われておりますから、そういう点が、私は大学が開かれていく、そして法人化、それぞれの自主、責任を持つて法人化していくことによつて正に競争関係にも入つていくわけでございまして、そういうことで、今回の法人化の趣旨を踏まえて、学生の教育の充実ということを特に重視をしてこれから教育機関としての責任を十分ひとつ果たしていってもらいたいし、そのため文部科学省も十分力を注いでいくという方針でございます。</p>
<p>○有馬朗人君 学生による評価というのは私はもうさんざん受けまして、これは絶対やるべきだと思つております。それを今回積極的におやりくださるようになつたことは有り難く思つてゐます。</p> <p>また、私は長年、宿題の採点や授業の理解を深めるためにティーチングアシスタンツをもつと活用したらどうかということを主張し、この十年、不十分ながら日本の大学でも実行されるようになつきました。その現状は現在どのような様子でしようか。</p> <p>アメリカの大学院学生は、このティーチングアシスタンツカリサーアシスタンツとしての収入によつてアルバイトをせずに自立して生活し、勉強を続けています。日本でもこのような水準までティーチングアシスタンツあるいはリサーアシスタンツを雇うようにできないものでしようか。</p> <p>○政府参考人(遠藤純一郎君) ティーチングアシスタンツの仕組みでござりますけれども、平成四</p>
<p>年年度からティーチングアシスタンツの経費を計上してやつておるわけでございまして、年々その充実を図つておりますが、平成十五年度予算におきましては約五十八億円、予算上の大学院生の数にしまして二万二千人強ということで、学生数の約一割でございますけれども、措置をしているといふことでございます。</p> <p>それから、研究補助者としての機会の提供のためのリサーチアシスタントの経費でございますが、平成八年度から予算に計上しておりますが、平成十五年度予算におきましては二十四億四千万、数にしまして四千七百三十六人分ということを措置をしているところでございます。</p> <p>学生に手渡る月額でございますけれども、ティークリーチングアシスタンツでございますと約四万円程度、リサーチアシスタントにつきましては約八万円ということで、これから充実ということになると想いますけれども、これとともに育英奨学制度あるいは日本学术研究会特別研究員制度の充実などを行いまして、そういう学生の支援という意味での各般の施策の充実に努めていきたいと、こう思つております。</p>
<p>○有馬朗人君 随分数が増えてきたことを喜んでおりますけれども、まだ足りませんね、金額の上でも。よろしく御努力を賜りたいと思います。</p> <p>そこで、大学としてはやっぱり教育費をきちつと確保するということが非常に重要なと思うんですね。それからまた、少なくとも学部では研究以上に教員の教育での努力を評価していくということが必要だと思うのです。そういう意味で、教員の人たちが更に教育に熱心になれるような工夫はできないものでしようか。</p> <p>この点、遠山大臣が教育で努力をする大学を選んで顕彰してくださるというようなことをしていくべきださつたようでありまして大変喜んでおりますが、その辺についても手短にお聞かせいただけます</p> <p>○政府参考人(遠藤純一郎君) ティーチングアシスタンツを雇うようにできないものでしようか。</p> <p>○政府参考人(遠藤純一郎君) ティーチングアシスタンツの仕組みでござりますけれども、平成四</p>

住み込むというふうなことで、高校、大学、大学院とも、午前もとは言いませんが、午前中は大学に来ておりましたけれども、午後はほとんどアルバイトにアルバイト、そして週末は完全にアルバイトをしてきました。そのときに助けられたのは、奨学金と授業料免除、授業料免除という制度でありました。辛うじて高等学校と大学を卒業し、大学院三年を修了したわけであります。

そこで質問ですが、育英会が学生支援機構に変わったとき奨学金のための予算が減ることはないということをひとつ言つていただきたい。

そのことと、もう一つ授業料の免除、せめて入學金。授業料をどうしても取らなきやならなければ、授業料の免除枠を増やしていくだけないか、そしてまた、入学金を免除するというふうな制度が導入できないか、お伺いいたします。

○政府参考人(遠藤純一郎君) まず、奨学金についてでございますが、御指摘のように、日本学生支援機構法案ということで現在御審議をいただいているところでございますけれども、独立行政法人移行後におきましても、これまでの奨学金事業をしっかりと継続をしまして、教育を受ける意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく安心して学べるよう更なる充実に努めてまいりたいと、こう考えております。

それから、授業料免除の制度につきましては、その経済的理由などにより授業料納付が困難である者などを対象に、修学継続を容易にし教育を受ける機会を確保するという意義を有しております。入学料につきましては、既に災害等の特別な事情がある場合、免除できる制度を現在既に実施をしているということがございます。

入学料につきましては、既に災害等の特別な事情がある場合、免除できる制度を現在既に実施をしているということがございます。下でございますので一層の努力をしたいと、こう

思つております。

○有馬朗人君 ありがとうございます。

法入化で一番心配していることの一つであります

が、実学系のものは今後も大いにサポートされ

いくだろうと思います。工学、薬学、医学等は大

丈夫だと思うんですが、人文科学、私はショッ

ちゅうサンスクリットと言うものですからサンス

クリットの先生におしかりを受けておりますけれ

ども、人文科学、特に例えばサンスクリット、自

然科学で申しますとごくごく基礎的な化石の研究

であるとか素数、素数の研究であるとか、私のよ

うに理論物理学の研究というのではなくには実用化

されません。利益を生み出さない分野の教育と研

究を法人化した後にどうやって守っていくのか、

この点、私は非常に心配しているわけであります。

しかしながら、そのようにすぐに応用の利かな

いことであります、しかしながら人類的好奇

心を満足させる、そういうもの、そして人類の英

知として継承していくべき分野の教育、研究は国

が何らかの方針で支えていかなければならぬと

思います。しかし、今後法人化した際に、そのような基

礎的で非実用的分野の研究と教育はどうやって支

持していくことができるのでしょうか、お考えを

お聞かせください。

○國務大臣(遠山敦子君) 大学の基礎研究の重要

さといいますものは言うまでもありませんで、冒

頭にお答えしましたような学問の自由ということ

でその研究者の研究活動は保障されているわけで

ございますが、日本の大手、国公私を通じて基礎

研究は大事だと思っております。特に国立大学の

場合は、学問研究を通じて様々に、人類の英知に

新たなフロンティアを付け加えるなどの大変な成

果を上げてきておりまして、最近ではそう

した成果がノーベル賞受賞者の三年連続というよ

うな形で結晶してまいっております。

私は、法人化後も大学の、特に国立大学のこう

いう基礎研究の重要な性と、いうのはますます増して

まいりこそそれ、これを何か妨げるようなことになつては決して日本の未来はないというふうに思つてゐるわけでございます。

じゃ、どうなるのかということでございます。

が、これは、今回の法人化といいますものは国か

じや、どうなるのかということでございます。

じゃ、どうなるのかと、いうことでございます。

が、これは、今回の法人化といいますものは国か

じや、どうなるのかと、いうことでございます。

が、これは、今回の法人化といいますものは国か

かと思つています。これは文部科学省が今まで大切にしてこられた方針であります。このことが法

人化された国立大学でも今まで以上やりやすくな

ることになるということが大学改革の一一番重要な

ことではないかと思います。先ほどの文部科学大

臣のお考えを心より感謝しながらお聞きした次第

であります。

次に、教職員の身分について論じさせていただ

きます。

行政改革会議で、国の行政組織の軽量化のため

に、独立行政法人で非公務員化が前提であります

た。このことが国立大学独法化で私が反対した理

由であります。しかし、後に、公務員型独法化

が大勢を占めましたので、私は、その点では考え

を変え、大学の法人化により自主性が強化できる

という考えに立ち、公務員型の国立大学法人につ

いて検討してほしいという要請を一九九九年九月

二日の国大協の席上でいたしました。

しかし、今回の法案では非公務員型になつてお

ります。この方針の変化はなぜ生じ、非公務員型

を良しとする理由は何でしょうか。

私は、これまでいろんな束縛があつたものか

ら、より大学が自由な判断でやつていただきたい

し、正にそこにこそその大学ないし法人の見識が

問われる、そのような時代になると思います。

私は、これまでいろいろな束縛があつたものか

ら、より大学が自由な判断でやつていただきたい

し、正にそこにこそその大学ないし法人の見識が

問われる、そのような時代になると思います。

私は、これまでいろいろな束縛があつたものか

ら、より大学が自由な判断でやつていただきたい

し、正にそこにこそその大学ないし法人の見識が

問われる、そのような時代になると思います。

私は、これまでいろいろな束縛があつたものか

ら、より大学が自由な判断でやつていただきたい

し、正にそこにこそその大学ないし法人の見識が

問われる、そのような時代になると思います。

私は、これまでいろいろな束縛があつたものか

ら、より大学が自由な判断でやつていただきたい

し、正にそこにこそその大学ないし法人の見識が

問われる、そのような時代になると思います。

<p>等々の弾力的な人事制度を実現し得ると、そういう点で非公務員型の方が公務員型よりも優れた面が多いというふうに判断し、非公務員型とすることが適当というふうにこの会議において判断をされたわけでございます。</p> <p>したがいまして、法人化後におきましては、各国立大学がこのよう非公務員型のメリットを最大限に生かして、正に各国立大学、今まで言われてきた正にもっと自律的な運営ができるように、そういうことから、内外からの優れた人材の確保あるいは教職員の能力を十分に発揮させ産学連携や地域貢献を行う、こういった大学及び教職員が社会から期待される責務を全うしていくことを私どもとしては大いに期待を申し上げておるわけであります。</p>
<p>○有馬朗人君　ありがとうございます。</p> <p>次に、それでは非公務員化した教職員の身分は何で保障されるのでしょうか。特に教授のテニュア制は大切であると思いますが、どうやって保障されるのでしょうか。テニュア制は、時代の流れに流されず教員が自主性を持つ教育や研究を行う上で絶対必要なものであります。ファシズムのあらしの中でのアインシュタイン、そしてまた東京大学の矢内原忠雄先生たちの戦争中の苦悩を考えますと、このテニュア制は絶対必要なものと私は思っておりますが、この点、文科省はどうお考えでしようか。</p> <p>○政府参考人(遠藤純一郎君)　これまで国立大学の教職員の任命権が文部科学大臣にあつたということで、先生御指摘のようなことのないようということで教育公務員特例法が制定されまして、教授会の議に基づいて学長が行うと、こういう仕組みになつておったわけでございます。</p> <p>まことに、教職員の任命権はすべて学長が持つところに対しまして、法人化後の国立大学においては、教職員の任命権はすべて学長が持つところになつておるわけでございます。</p>
<p>○有馬朗人君　次に、教職員の定年についてお聞きいたしたいと思います。</p> <p>今までは、教育公務員特例法によって教授、助教授は自分たちで定年を決められました。今後はどうなるのでしょうか。</p> <p>しかし、職員は、普通の公務員法で六十歳と定められていました。私は、最近、東京大学が定年、教官の定年を、何年か掛けてではありますが、六十五歳にするといったときに反対いたしました。その理由は、職員の人たちの定年も同時に延長を図るならばいいよというわけであります。</p> <p>もし、両方が六十五歳にできるのであれば、私は反対いたしませんでした。</p>
<p>できる限り早い時期に教員と職員の定年を平等にすべきだと私は考えております。そこで、職員の定年はどうやって決めるのでしょうか。</p> <p>○政府参考人(玉井日出夫君)　現在の定年制度、国家公務員関係は国家公務員法及び大学関係は教育公務員特例法、この世界で決められているわけでございますが、ここは非公務員型になりますので、法人化後の教職員の定年年齢につきましては、各国立大学法人が就業規則を定めることになるわけでございます。</p>
<p>さて、共同利用研究所のうち大学附置のものは、法人化した際、一体どのような運営形態を取るのか。今回、提出の国立大学法人案には書かれていますが、東大から宇宙科学研究所や天文台が独立して東京大学から離れ、国立大学共同利用研究所群に加わりました。</p> <p>その中で定めていくと、ということになりますけれども、御案内のとおり、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律がございますし、さらには、やはり年金との関係などもバランスを考えながら各大学法人において適切に御判断なさる。ただ、そのとき、やはり各法人が教職員の職務の性格に応じて、言わばその法人化後の教員人事につきましては、自主的、自律的に決定されると、こういう仕組みにならうかと思つております。</p> <p>○有馬朗人君　職員の方たちのこともよくお考えいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>このため、国立大学法人法におきましては現行の教育公務員特例法のような規定を設けておらないわけでございます。</p> <p>いわけでございますが、教員の身分取扱い、こういふことでござりますが、教員の身分取扱い、こういふことでございます。</p> <p>いうことにつきましては各大学におきましては自主的に決定をすると、こういう仕組みになつたわけでございます。</p> <p>このため、教育公務員特例法によつた現行の受賞を記念いたしまして京都大学に一九五三年に創立されました基礎物理学研究所から始まつております。そこで大学を異にする大学院生も含めた全国の研究者が、ここで旅費を支給されて自由に勉強、研究ができるようになつたわけであります。大学の壁を越えたわけであります。</p> <p>私も、東京大学の大学院学生時代からこの恩恵を十分に受けました。そこで大学院生や若手が湯川、朝永、兩大先生を始め、そうそうたる先輩とちょうどようはつしの討論ができたことは私たち若手にとって大変な恩恵であります。</p> <p>これが更に発展し、スーパーカミオカンデで有名な宇宙線研究所や、小柴昌俊さんや私が若いころ、全く同じころに勤めた原子核研究所が東大附置の共同利用研究所として創設されました。この大学共同利用研究所は世界で注目される制度であり、特に乏しい時代、乏しきを分からち合いながら世界的な成果を上げてまいりました。</p> <p>この共同利用の制度が発足し、一九七〇年代になつて高エネルギー研究所が大学から独立して現在の国立大学共同利用研究所として確立し、さらに、東大から宇宙科学研究所や天文台が独立して東京大学から離れ、国立大学共同利用研究所群に加わりました。</p> <p>さて、共同利用研究所のうち大学附置のものは、法人化した際、一体どのような運営形態を取るのか。今回、提出の国立大学法人案には書かれていますが、東大から宇宙科学研究所や天文台が独立して東京大学から離れ、国立大学共同利用研究所群に加わりました。</p> <p>それから、先生から、この共同利用に係る経費など、引き続き十分にその役割を果たしていかなければなりません。例えば国立大学法人の意見に配慮をして、中期目標あるいは計画において適切に位置付けるなど、引き続き十分にその役割を果たしていかなければなりません。そのためには、共同利用のための施設設備費、特に共同利用のための旅費が必要であります。例えば、スバーカミオカンデはどのように今後支援していくべきださるのでしょうか。</p> <p>このような大学附置の共同利用研究所の運営をどう考えておられるか、文科省のお考えをお聞かせください。</p> <p>○政府参考人(石川明君)　共同利用の形態の研究所についてのお尋ねでございます。</p> <p>このように、今お話しのございました共同利用という研究所の形態、これは研究遂行上、大変大きな意義を持つものだというふうに私ども考えておるところでございます。</p> <p>今回の法人化に当たりましても、引き続きこのよう共同利用の形による研究活動の仕組み、そしてまた、この体制といつたようなものはしっかりと維持していくべきものというふうに考えております。</p> <p>こういう観点から、私ども文部科学省といたしましても、我が国の学術研究において中核的な研究組織、そういう位置付けのものにつきましては、例えば国立大学法人の意見に配慮をして、中期目標あるいは計画において適切に位置付けるなど、引き続き十分にその役割を果たしていかなければなりません。そのためには、共同利用のための施設設備につきまして、そういう経費が措置されております。</p> <p>それから、先生から、この共同利用に係る経費など、引き続き十分にその役割を果たしていかなければなりません。そのためには、共同利用の形態の研究活動というものの重要性にかんがみまして、これをきちっと維持をしていかなければならぬというふうに私ども思つております。</p>

とも所要の措置を行うことが必要であるというふうに考えておるところでございます。

○有馬朗人君 是非よろしくお願ひいたします。大変重要な研究所、例えば先ほど申し上げました京都大学の基礎物理学研究所、東京大学のスパークミオカンデを持つてある宇宙線研究所、そして地震研究所、東北大学の金属研究所、こういうものがすべて伝統ある大学の共同利用研究所でございますので、是非ともこれの存在をお忘れなくお願いをいたします。

最後に、二分いただきまして、施設のことについて御質問申し上げます。

私は、長年、大学貧乏物語を展開いたしまして、大学や研究機関の教育研究施設設備の改善と充実及び教育研究費の増大を訴えてまいりました。最近、文部科学省の御努力で随分改善されてきたことを有り難く思っています。しかしながら、今後の国立大学施設の整備充実に関する調査研究会協力者会議の主査をやらせていただきまして、しみじみ見たところ、いまだに化学実験室など危険な施設が残っております。

しかし、法人化した後には、労働安全衛生法の基準を満たさなければ今まで以上に厳しく満たさなければならないことがあると思います。それを法人化する前に満足させようとする、現在の各大学の努力だけでは不可能だと思います。特別な予算措置が必要ではないかと私は考えておりますが、差し支えない程度、この点に関してどうお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

そしてまた、二〇〇一年の科学技術基本計画によれば、国立大学の施設費として五か年に一・六兆円が予定されております。この使用状況と、法人化が行われた後の施設設備の改善充実は、そして、保守、メンテナンスはどのように行われるのか、御説明ください。法人化したら終わりということではないでしょうか、この点を確認させていただきます。

○政府参考人(萩原久和君) 国立大学等施設につ

いてお答えいたします。

国立大学等における安全管理の問題でございまして、安全衛生管理につきましては、教職員、学生等の安全と健康を確保するとともに、快適な教育環境を形成する上で非常に重要なことと認識しております。

既に、国立大学等におきましては、昨年、文部科学省から発出しました通知に基づきまして改善計画が立案され、対策に着手しつつ、ところでございます。

今回その大学等の進捗状況、実施状況を確認調査を行いました。その結果、施設に関しまして、施設整備の改善に要する費用が総額で三百六億円必要ということが集計で分かつております。これらを踏まえまして、五月二十八日、昨日でございましたが、文部科学省としての改善対策を取りまとめ、公表したところでございます。

その内容を、主な内容をお話しますと、まず一つには、安全衛生管理対策の速やかな実施や具体的な改善に向けての取組等を各国立大学に更に指示をすることです。

二つ目としましては、施設整備の改善についてであります。国立大学等に既に配分されております予算で対応できない部分については、今年度、文部科学省が確保している施設関係予算の中から追加配分をしていくことを発表しております。その追加配分の額であります、大学を望でございますが、約百六十億円と認識しております。

これらの対策に基づきまして、各国立大学等に対し積極的な取組を求めるとともに、文部科学省としましても、年度中に安全衛生管理の改善が行われるよう万全を期していくことを考えております。設緊急整備五か年計画を策定して、国立大学施設の老朽化、狭隘化の解消に重点的、計画的に行つ

ているところでございます。同計画におきましては、平成十三年度から五年間、事業量で六百万平米を施設目標としております。それから、所要額

で、先生御指摘のように、一兆六千億を見込んでいるところでございます。最大の所要額でござります。現時点におきましての実施状況でございますが、事業量で約五五%の達成率でございます。今後、国立大学等が法人化になつてどうなるか

といふことです。が、引き続き法人化においても本計画の着実な実施をするとともに、国立大学等施設の改善充実に向けて最大限の努力をしていきた

いと考へております。

○有馬朗人君 時間が参りましたのでここで終わらせていただきますが、日本の大学は大変経済的につらいですけれども頑張っています。非常に世界的でもいい地位に今入っておりまして、最近アメリカの ISI という研究所が調査した中でも、日本の大学は物理や材料科学では世界一の論文数及び被引用度を示しております。その他の分野でも随分日本の大学は頑張っております。

こういう意味で、国立大学の法人化は国立大学が更に活性化をできるように、活力を増すようにするものであつてほしいと思います。一層、国が教育を、そして大学を大切にしてくださることを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○鈴木寛君 民主党・新緑風会の鈴木寛でござります。

私は、民主党の大改革プロジェクトチームの事務局長をいたしまして、特に民衆の中でも国立大学法人化という政策については正直推進をしてきた者の一人であります。文部省が国立大学の独立行政化ではなくて国立大学法人化なんだということをきちんと表現されたことを機に、党内でも様々な議論がございましたけれども、その方向についての意見調整といいますか、意見醸成に努めてきたわけですが、正直、今回の法律を、正に法

文を見せていただきまして、そうした私といたしましては大変に裏切られた思いを持っているといふことを冒頭に率直にお伝えをしたいというふうに思います。

正に文部科学大臣は、今までの様々な意見表明の中で、更に申し上げますと国会の中でのこの提案理由説明の中でも、要するに、法人化によって自律的な環境の下で国立大学をより活性化し、優れた教育や特色ある研究に積極的に取り組む、より個性豊かな魅力ある国立大学を実現することをねらいとするというふうにおっしゃっておられます。この法案、一言で申し上げますと、私は羊頭狗肉、換骨奪胎法案だというふうに申し上げたと、いうふうに思います。私は、そのことを見逃したのか、知っていたけれどもしようがないと思つたのか分かりませんが、我が尊敬する有馬先生もいらっしゃる与党がこの欺瞞を見逃されたことに對しては大変に残念に思いますし、正に良心の府である参議院でもってこの欺瞞性をきちっと明らかにしていきたいと思っております。

民主党は衆議院におきまして、正に、羊頭狗肉ではなくて、正に大学の、先ほども文部科学大臣から御答弁がございましたけれども、国立大学が國の枠組みから外れて自主自律の国立大学にしていくんだということを文字どおり実現するための修正案を衆議院において出させていただきました。この修正案について文部科学省並びに与党はもう少し真剣に御検討いただけるものと期待をいたしておりましたけれども、我々の修正案に対するこの一顧だにされない態度というふうなことは大変に問題だということを申し上げたいと思います。

私は、大変に問題だということを申し上げたいとお伺いをしていきたいと思つておりますけれども、私は大変に問題だということを申し上げたいとお伺いをしていきたいと思つております。それでは、幾つかこの問題に入ります前提としてお伺いをしていきたいと思つておりますけれども、いろいろな抽象的な理念は既にいろいろなところでお伺いをしていきたいと思つておりますけれども、元々、この国立大学法人法を立法する、その立法が必要だと判断をされましわゆる客観的な立法事実についてお述べをいただきたいと思

ておりますように、評価のやり方についてはそのとおりやろうというふうにしているわけでございまして、決してそれがおっしゃるような、また、何かやるというようななたぐいではございませんよね。

○鈴木寛君 大臣、非常に答弁巧みなんですよ。申し上げます。業務と予算上のことについては文部省があるいは国がきっちり対応すると。ここについての私は合理性は認めておりますし、そのことについて評価委員会がそれを担っていくと、いうことについては、私もその合理性を一定程度認めるものであります。

しかし、例えば中期目標の中には、三十条ありますけれども、教育研究の質の向上に関する事項というが入っているわけですね。私はいろんな真意は分かるつもりなんですが、今まで非常に好意的に解してきましたから。その報告書が出たときも党内でいろんな議論がありました。あるいは世の中でいろんなことを言う方がいました。その中では、真意はこういうことだと、で進められているということを信じてました。ですから、ども、真意がそこにあるんであれば、それから御答弁を聞いていると、恐らく真意がそこにおありになると、そういうこともうかがい知れるんだけれども、であれば、法律を作るということはやっぱりいろんな懸念があるわけですよね。その懸念をやつぱりきちっと払拭しておくと。特にやつぱり成文法をきちんと作るというときには、やつぱり想定される心配事というのは全部、全部最小化して、そしてそういう真意が真意として反映されような私は法律作りをすべきだと思うんです。

例えば、いろいろな経緯がある。例えば、国立大学協会が十三年六月に設置形態検討特別委員会報告というのを出してあります。その中で、中期目標・計画は大学側が決める形、それが望ましいという御意見があります。それも今、大臣がおっしゃったいろんな経緯の中で重要な指摘だというふうに思います。であれば、大学側が中期目標、中期計画を作るというふうに条文で書くべきだと思

思うんです。そして、先ほどから、例えば副大臣、大臣が御答弁の中で、国は、あるいは役所は財政面の支援とか業務上のものだと。だつたらそのままのように私はきちっと書いて、三十条を修正をされたらいかがですかと。そして、この名前は分かれませんけれども、例えば中期経営計画とか中期財務目標とか、そういうふうに書けばこんな議論をするつもりはない。我々も国立大学をより良くするために思つて提案をさせていただいてるわけですから、ありますし、修正案もそういう気持ちで作らさせていただいているわけです。

でありますから、私は、羊頭狗肉と申し上げてゐるのは、御答弁を聞いてると、微妙に文部省と国立大学法人との関係のところは余りお触れにならないで、それ以外のところの真意、それ以外の真意はよく分かりました。であれば、その真意をきちんと法文に書きましょうと、正に法律を作れるというのは私はそういう作業だと思うんです。で、いろんなことが懸念される。そのことを申し上げてゐるということで、例えば、であれば、先ほど申し上げました十三年六月の中期目標、中期計画は大学で決める形がいいというのが国大協の考え方であります。しかし、条文ではなくて、いわゆる平成十四年の長尾国大協会長は、そういうことを言つていたけれども、まあ何となく盛り込まれたから良しとするという非常に苦し紛れの國大協見解を出しておられますけれども、そうではなくて國大協がそういうふうにおっしゃつて、なんだつたらやつぱりきちっとオリジナルな条文にされたらいかがですかといふふうに思いますかが、どうでしようか。

ら、一番その骨格となる部分の決定者は、決定者は文部科学大臣となっておりますが、三十条の中に、正にお触れになりました三十条の中に、それは中期目標を定め、又はこれを変更しようとするとときは、あらかじめ、国立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮するとともに評価委員会の意見を聽かなければならぬ。評価委員会につきましては先ほど言いましたように実質、そうですね、行政組織としての公務員がやるということではないわけですし、それから、国立大学法人の意見を見聴き、あるいは尊重しということでございまして、私は大学が定める、あるいは大学の原案というものをベースにして決めていくというものが生かされていくわけございます。

私の今言つております実際的にはというところを是非とも将来にわたつて記録に残しておいていただきたいと思うわけでございます。

しかも、この法人法の、国立大学法人法の第三条におきまして、これは他の法律にはないわけで、独法には、他の独立行政法人関連の法律には絶対ない条文でございますが、国は、この法律の適用に当たつては、国立大学及び大学共同利用機関における教育研究の特性に常に配慮しなければならないという大前提の下、三条でござります、書いてあるわけでございまして、私は今懸念の点は当たらないというふうに思います。

○鈴木寛君 実際的にとおっしゃるんだつたらそのとおり書けばいいということを私は申し上げてゐるんですよ。法律を作るというのはそういうことですね。要するに、これ未来永劫この条文をその時々の当事者が参照をして、よりその法文に忠実に大学行政をやっていこう、あるいは国立大学を運営をやつていこう。そのときに一番立ち返るところが法文でありますから、そうすると法文をきちっと直せばいいわけでありまして、法文が残るんですから。それを答弁でどうのこうのと言ふ、おっしゃるんだつたら、真意がそこにあるんだつたらそのとおり書いたらいんじやないで

すかということを私は申し上げているわけでござります。

ちょっと確認をしたいんですけど、これ、独法というのは元々国が中期目標を作つて、そしてその独法が中期計画を作つて認可すると、こういうスキームになつていますね。一点確認したいのですが、独法がそつだから国立大学法人をそうしたのではないですね。要するに、国立大学法人というものの、独法がどうであれ、そのこととは全く切り離して今回の国立大学法人法の策定に当たつて国が目標を作り、そして計画を認可するというフレームワークがやつぱり正しいと、これは独法の議論に引つ張られたものではないという

ことだけちょっと確認させてください。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 先ほど来から大臣が御答弁申し上げておりますように、大学改革の一環として検討され、こういう国立大学法人の制度ができたと。委員も御指摘のように、大学を法人化し、自由な裁量に基づきまして自主性、そして教育研究を大いに伸ばしていくいたと、こうい

うことでございまして、その際に独法、これは御案内のように国が必要な事務事業を、効率化といふ観点も入りますけれども、きちんと財政措置をしながら法人化をすると、こういうスキームでございまので、そのスキームを活用しながら、これも御答弁何度も申し上げておりますように、大學といふ特性、この特性に配慮してその特性が生かされるようになりますと、したがいまして、法人化をし、国が財政措置をする、しかしやはり財政措置をする以上國が責任は持たなくちやならない。

その接点をどうするかという間に、目標、計画計画があり、それで事後的な評価と。そのスキームというのは、基本的にはよろしいけれども、ただそのままではやはり大学にとってふさわしくないと、こういうことで目標について条文に書いて

います。そのことは御理解をいたしましたが、まだ未整理だということであります。

事前に、五月二十七日の朝日新聞に、「私の視点」というところに京都大学の佐和隆光先生の投稿を読んでおいてくださいといふことはお願いを申し上げました。佐和先生は衆議院の参考人質疑でも参考人として来ていただけて、大変に見識のある大変大事な御意見をいただいたわけであります。

それで、私は、この法律の問題点というのは、それを配慮するという形、そしてこれを実現するた

めには財政措置、したがいまして、その計画、中期計画に沿つてこれを実現するわけでございます。

から、そういう意味でやはりそれを認可という形にさせていただいたと、こうことでございまして、そして全般的に大学に配慮、特性に配慮しないでいけないという三条を設けさせていただきたいと、こんなような形になると思います。

○鈴木寛君 これは、大学固有の問題であることは今の御答弁で確認できました。先ほどから大臣のお話、そして局長のお話の中で、私も財政上国が責任を持つて、そしてその前提として中期目標、中期計画を定めていくということについて何ら、同じ考え方です。

であれば、第三十条の二項の第一号に教育研究の質の向上に関する事項というのがございます。

この条項を削除していただいて、中期目標、中期計画の名称を、例えば中期財政目標とか中期業務目標とか、中期業務計画というふうに変更していくたぐくという修正案を提起した場合には、それは御検討していただけますか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) やはり大学の使命は何であるかということを考えますと、やはり教育研究と、そしてそれを向上するというのがやはり大学の第一の使命でございますから、大学が自らの姿勢として目標にそれを掲げるのは当然だろ

うということです。この条項を削除していただいて、中期目標、中期業務計画というふうに変更していくたぐくという修正案を提起した場合には、それは御検討していただけますか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) やはり大学の使命は何であるかということを考えますと、やはり教育研究と、そしてそれを向上するというのがやはり大学の第一の使命でございますから、大学が自らの姿勢として目標にそれを掲げるのは当然だろ

うということです。この条項を削除していただいて、中期目標、中期業務計画というふうに変更していくたぐくという修正案を提起した場合には、それは御検討していただけますか。

○鈴木寛君 私も、大学当局が、大学がそれぞれにその使命として教育研究の質の向上、教育研究と、そしてそのことを世の中に公表することは大変にいいことだと、あるべきことだというふうに思っております。しかし、この問題の本質は、正に教育研究の質の向上に関する事項というものを明確に含む中期目標を文部科学省が策定をすると

いうところにあります。そのことは御理解をいたしましたが、まだ未整理だということであります。

それで、私は、この法律の問題点というのは、

の基本的な認識といいますか、それが少し違うのかどうかなどということが一つございます。

それから二つ目は、正に大学行政といいますか、大学政策というのは極めて戦後大変な歴史のかなということが一つございます。

うものは研究とか教育というものになじまないんだけだと思います。それから、ほかの参考人で、

そういうことをおっしゃっています。私も全く積み重ねがある。そして、憲法上の要請の下に、そうした先人たちの積み重ねの結果、様々なことが慣習法として確立をしているわけですね。そこ

で、慣習法として確立をされた憲法を実現をするための極めて重要なルール、学問の自治とか、大學の自治の保障ということが今回の成文法によつて、正に変えられてしまうと、ここが私は決定的に問題だと思つております。

今まででは我々は、文部省の蚊帳の外から、あるいは官僚統制から独立をするんだ、離れていくんだと、そういう前提で、そしてそういうことにつ

いては非常にいい方向じゃないかと思って、遠山文部大臣のそうした試みといいますか、御活躍に対しても一定のというか、一定以上の御協力をさせていただいたつもりでございますが、しかし、そ

うした正に、一見、国立大学法人が文部省の傘から出ていくというふうなことを標榜しながら、その実見えてみますと、教育研究の質の向上、教育研究の内容については今まで文部科学省は介入できませんでした、してしませんでした。そのことは

は当然のことだと思ひます。

しかし、今回の法律でもって、中期目標の中

で、しかも法律に書いてまでその研究、教育の質の向上に関する事項に対して、文部省の目標制定権を定めているというところが私は問題だといふふうに思いますし、それから、独法化でない、

ふうに思ひます。しかし、この問題の本質は、正に教育研究の質の向上に関する事項というものを明確に含む中期目標を文部科学省が策定をすると

いうところにあります。そのことは御理解をいたしましたが、まだ未整理だということであります。

事前に、五月二十七日の朝日新聞に、「私の視点」というところに京都大学の佐和隆光先生の投稿を読んでおいてくださいといふことはお願いを申し上げました。佐和先生は衆議院の参考人質疑でも参考人として来ていただけて、大変に見識のある大変大事な御意見をいただいたわけであります。

ですが、まず、要するに研究を計画できるのかどうかということについて少し議論をさせていただきます。

佐和先生のおっしゃることは、計画と統制といふことをおっしゃっています。私も全く

うものは研究とか教育というものになじまないんだけだと思います。それから、ほかの参考人で、

そういうことをおっしゃっています。私も全く

うものは研究とか教育というものになじまないんだけだと思います。それから、ほかの参考人で、

そういうことをおっしゃっています。私も全く

うものは研究とか教育というものになじまないんだけだと思います。それから、ほかの参考人で、

そういうことをおっしゃっています。私も全く

うものは研究とか教育というものになじまないんだけだと思います。それから、ほかの参考人で、

そういうことをおっしゃっています。私も全く

うものは研究とか教育というものになじまないんだけだと思います。それから、ほかの参考人で、

そういうことをおっしゃっています。私も全く

うものは研究とか教育というものになじまないんだけだと思います。それから、ほかの参考人で、

そういうことをおっしゃっています。私も全く

を計画することは不可能なばかりか有害だとおっしゃっています。そして、研究には多大な不確実性がつきまとつて、研究の成果のいかんを事前に予測することは神ならざる人間にとって不可能な仕業なのです、したがつて、研究は経済以上に中央集権的な計画になじまないというふうにおっしゃつておられますけれども、この佐和先生の御発言といいますか、見解について何か御意見がありますか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 御指摘のように、個々の研究につきましては、短期的なもの、長期的なもの、いろんなものあると思います。今ここで、この法人法で言つております中期計画ということをございますけれども、個々の教員の研究計画を中期計画として出していただきたいというような趣旨では全くないわけでございまして、あくまでも大学全体、大学という組織全体として研究の体制その他のそういう教育研究等の計画を記載していただくということでございます。

○鈴木寛君 本当に参考人質疑というのは非常に参考になるなどいうふうに思つておりますけれども、これも衆議院の参考人質疑の中で、統制の恩ということを前鹿児島大学の学長の田中参考人が非常にクリアに言つております。大学の本来の任務である教育研究の自主自律は逆に大きく損なわれるとおっしゃつています。なぜなら、独法通則法を基本とする本制度においては、大学が一体となつて持つていた企画、立案、実施の機能は分割され、企画、立案は文部科学省に権限が移されて、大学は実施の機能しか割り当てられない。正にこういうふうに、中期目標を文部省が作つて、そして計画を大学がやつて、そして文部省の認可が要つて、こういう制度になつています。しかも、文部科学省は、その業務の成績評価、予算配分、大学の改廃まで決定する権限が与えられている、したがつて、この制度は

政府や官僚が強力な権限を持ち、国立大学を直接統制することができる仕組みを内包していると言えます。御答弁では、いや、そんなことはございません、ございませんとおっしゃいます。であれば、法文でもつてきちと懸念は晴らしましようといふことを多くの方が懸念されているわけであります。御答弁では、いや、そんなことはございません、ございませんとおっしゃいます。であれば、法文でもつてきちと懸念は晴らしましようといふことをずっと申し上げているわけでありますけれども、再度、この田中参考人の説に対する反論を聞いてもまた同じことだと思いますので。

さらに、田中参考人は、大学に対するこのような国のは我が国において存在したことがある、もちろん現行制度にもありませんと。従来、この法人法で言つております中期計画の定めがある場合を除いては行政上及び運営上の監督は行わないものとする、これ文部科学省設置法第六条の第二項でありますけれども、とされてきたのであります。したがつて、この制度は大学に対する規制強化を意味しておりますが、構造改革の旗印である規制緩和と明らかに矛盾するものでありますとおっしゃつています。私も全くこの意見に賛成をいたします。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 今、文部省設置法六条二項というお話をございましたけれども、これは文部省がその権限の行使に当たつて法律に別段の定めがある場合は行政上及び運営上の監督を行わない、この規定でござりますが、この点について文部省の反論をお聞かせをいただきました。私は全くこの意見に賛成をいたしましたから、先ほど、この国立大学法人法に乗じて規制強化しているところを問題を指摘をさせていただいたわけですが、この指摘をさせていたいたいわけですが、この命に対する以上のような歪曲は、世界に例を見ないものでありますと、これはまた、憲法二十三条の学問の自由の保障や教育基本法第十条の教育の不當な支配の排除に反するというふうに述べられております。

正に、さらに田中先生は、大学本来の学問的使命に対する以上のような歪曲は、世界に例を見ないものでありますと、これはまた、憲法二十三条の学問の自由の保障や教育基本法第十条の教育の不當な支配の排除に反するというふうに述べられております。

こうしたことの観点から、いろいろな法律を作ることに当たつて、我々の先人たちはいろんな配慮をしてき、そしてそれに基づいて適切ないいろいろな行政が行われてきたんだと。その根っここのところが、今、先ほどから何回も繰り返しておりますけれども、三十条の二項で教育研究の質という文言が堂々と書いてあって、そこを目標設定権限が文部科学省にこれは追加的に付与されているということが私は大事、大変に問題だと思つております。

私は、この学問の自由というのは、正に民主主義の原点だというふうに思つております。表現、言論の自由が大事だということはよく言われます

ざいますから、言わば文部省設置法六条二項の規定の対象ということではなかつたというふうに思つておるわけでござります。今回、法人化に当たりまして、これはもう内部組織から独立をして法人化にされるということでございまして、その関与につきましては、中期目標、中期計画、評価といったような点、それも一定の配慮をしながらのそういう関与に限定をして各大学の裁量を大幅に拡大すると、こういう仕組みにしているところでござります。

○鈴木寛君 それを役人答弁と言ふんだと思うんです、私は。なぜこういうふうな設置法第六条第二項が設けおられるのかと。これは正に憲法の二十三条の要請であり、戦後の大学行政をめぐる、大学政策をめぐる我々の先人たちの積み重ねの結果、やっぱりこういうものがその設置法の条文として反映をされていると思うんですね。

正に、さらに田中先生は、大学本来の学問的使

命に対する以上のような歪曲は、世界に例を見ないものでありますと、これはまた、憲法二十三条の学問の自由の保障や教育基本法第十条の教育の不當な支配の排除に反するというふうに述べられております。

こうしたことの観点から、いろいろな法律を作

ることに当たつて、我々の先人たちはいろんな配慮をしてき、そしてそれに基づいて適切ないいろいろな行政が行われてきたんだと。その根っここのところ

が、今、先ほどから何回も繰り返しておりますけれども、三十条の二項で教育研究の質という文言

が堂々と書いてあって、そこを目標設定権限が文

部科学省にこれは追加的に付与されているという

ことが私は大事、大変に問題だと思つております。

それから、教育研究について自主的に決定する

云々の問題でござりますけれども、これも中期目

標の策定に当たりましてあらかじめ国立大学法人

の意見を出していくたまくと、そしてそれに配慮を

するということにしておるわけでございまして、

またその法人の内部におきましても、教育研究に

関する重要な事項は教員の代表者で構成される教育

研究評議会が審議をするという規定を置いておるところでございます。

私どもとしては、こういったようなことで学問の自由などという点について十分配慮をしているといふうに考えておる次第でございます。

○國務大臣(遠山敦子君) 局長の答弁のとおりでございますが、ちょっと私の感想も言わせていただきたいと思いますけれども、やっぱり委員会の議論というのは次々に積み重ねて、いつて中身のある議論にしていった方が、していくことが望ましいと私は思います。

私と有馬委員との間で展開いたしました。それは学問の自由を守り、これまでの研究者の持つてきた自由というのではなくに確保されるんだということも明確になり、かつ憲法の引用も私からいたしましたところでござります。そうした積み重ねの上で議論はなされていくのが望ましいと思いますし、さらに、先ほど引用されました参考人、確かにそういうふうなことをおっしゃったようですが、いますけれども、他の参考人も一人おられまして、これらは現役の国立大学の学長たちであつたと思います。その方々の参考人意見といいますものは、中期目標、中期計画についての今の法案の行き方というのは当然であるということを明確に述べられているわけでござります。

田中参考人は、前の鹿児島大学の学長であったわけでございますが、国立大学協会の中でも明確に参考人意見として述べられたような立場でおられたようには思います。しかし、それは国立大学協会のすべての学長たち、総長たちを代表する意見ではございません。私は、本当に今、大学の学長なり総長たちが自らの大学をこれから世紀に合う知の拠点として活性化していくという角度から正に取り組み始めておられるときであるというふうに考えております。

そして、論点は中期目標、それから中期計画の立て方に絞られているわけでござりますけれども、そのことにつきましては再三御説明しているとおりでございまして、繰り返すことはいたしま

せんけれども、大学の自主性、自律性を守りながら國費を投入し、またそのことについての責任を持つということの表れの法文であるわけでございまして、そのことについて十分な御理解をいただきたいと存じます。

○鈴木寛君 今の大臣のお話に非常に端的に表れていると思うんですね。前国立大学長の、鹿児島大学の学長をやつておられた田中さんは、やつぱり自分が御経験されてきたこと、そして自分の信念を御自由に吐露していただいたんだと思います。そして、現職にあられる大学長は、文部省の御意向というものを横目で見ながらそっとした答弁をせざるを得なかつたと。正にこの問題というのの核心が今の大臣の御答弁の中に入つていると思うんです、私は。

なぜ、ここまでにこの中期目標あるいは中期計画についての文部省についての関与についての懸念が世論の中で沸き上がつているかというと、結局、戦後五十年の文部科学省が、旧文部省が大当局にいろいろな意味で有形無形の、正に生殺與奪の権限を持つ文部科学省が有形無形の圧力を掛けってきたと、その正にトラウマがこれだけの議論を呼んでいるわけであります。

そうしたことを見れば、今おっしゃいましたけれども、石さん、一橋大学の学長、現学長であります、が賛成の立場からの参考人だったと思います。しかし、石さんですら、各大学の努力あるいは自覚、才覚の問題で、大学自らがビジョンを立て、大学全体となつて努力すればある方向で報いられると、制度設計が大事だと。ここは配慮するというふうにおっしゃっていますが、配慮するぐらいだつたら作つていただいたらいんじやないかということを再三申し上げておるわけあります。

さらに、その石参考人の発言ですが、「大学の裁量の幅をでき得る限り広げる、つまり逆のことを言えば、無用なコントロール、無用な介入はやめていただきたい」ということが恐らく大学人の共通の要望だ」と。役所も変わつてもらわなきや困りますが。

るということを石さんがおつしやっているわけですね。

そして、そういう懸念を払拭するためには、もちろん役所がこれからきちっとそういう変わったことを実践されるということも大事であります。それと同時に、法律上もそうした懸念は全くないんだよということをおつしやった方が、これはもう本当に多くの、多數、国民多数の賛意と、そしてこれから、今までのことはいろいろあつたけれども、二十一世紀にもなつたし、大學は本当大事だし、法律にも書いてあるし、文部省も改心すると、改心するかどうかはちょっと今お伺いしますが、というふうに、何というか、お互いに気持ちよくスタートできると思うんですね。

まず、役所は変わる気があるかどうかということの石発言に対する御答弁をいただきたいと思います。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 今回の法案によりまして国立大学と文部科学省との関係も必要最小限の関与ということで変わってくるわけでございまますので、私ども、これまで日常的にいろいろ相談にあづかり助言をしたりと、いうようなことをしてきたわけでございますけれども、やはりこれまで以上に大学の自主性、自律性をより尊重をするということで、職員の意識もやはり変わつていくことが必要だろうと、こういうふうに思つておるわけでございます。

○鈴木寛君 少し具体例を挙げてお話をさせていただきたいと思うんですが、私も是非変わつていただきたいというふうに思いますけれども、今回の法律の原案は文部科学省が作つておられると思ふんですけれども、相変わらずやっぱりはしの上げ下ろしといいますか、非常に細かいことも規定されているんですね。

これは民主党の修正案の中にも入っていますけれども、例えば、今回大学の理事ということを決めることになつています。民主党の修正案は、人以内ということだけ決めておいて、各大学の自

主性でその理事の数は判断したらいいというふうに考えてるんですが、文部省の出されている案では、なぜか九州大学、神戸大学、筑波大学が理事の数が八人で、東京大学、京都大学、名古屋大学は七人なんです。こんなことで法定する必要があるんでしようか。そういうことをいまだに法定してきちと決めていこうというような姿勢がまだ見え隠れするので、こういった御発言なりでういつた社会的な認識というものがいまだに続いているんだと思いますが、いかがでしようか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 法人化後の国立大学におきましては、学内のコンセンサスに留意しながら、学長と理事事が中心となつて責任ある大学運営を実現するということが強く求められているわけでございます。また一方で、通常の独立行政法人におきましても、円滑な法人運営を確保するという観点とともに、法人の役員数の膨脹を防ぐという観点から、各法人ごとに職員数に応じまして必要最小限の役員数の上限を法律で定めると、こういう考え方が取られておるわけでございまます。

○鈴木寛君 私の質問は、要するに、神戸大学は八人だとか東京大学が七人だとか、そういう一つの大学ごとにそう事細かに、しかも法律で決めなきやいけないんですかと。

例をほかに挙げましょ。例えば、経営協議会議事の数の基本的な考え方にして、各それぞれの大学の規模をベースにしながら、国立大学法人の制度設計あるいはその再編・統合等の状況といったようなことを勘案しまして、人数を算出をしまして法定をしているところでございまます。

例えば、一橋大学みたいなところは八割だつていいかもしない。しかし、例えば京都大学のような純粹なところを、きちつと突き詰めていくところです。学外から的人が例えば一〇%になるという御判断もあつてもいいかもしない。それは文部省が決めることではなくて、正に世の中に公開をされて、なるほどこの大学は学外からこういう人を、しかもその人数の比率だけではなくて、私たちが掲げています民主党の案では、どういう人が経営協議会のメンバーであるかという固有名詞を掲げたらしいんではないか、それでもってそれぞれの大学の個性、正にその経営協議会の人事にもその大学の運営方針というものが出るわけでありますから、それでもいろいろな観点から評価を受ければいいと、そういうふうに思つておられるわけであります。法定をするというフレームワークになつております。

事細かにそういうことを決めていきたいんだなということが条文でじみ出でている。それをもうちょっと、本当に自主自律とおっしゃるんだから、何も法律で七名とか八名とか書く必要ないではないですかということを申し上げているんです。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 先ほども申し上げましたように、独立行政法人の、通常の独立行政法人におきまして法人の役員数の膨胀を防ぐ、こういう観点から各法人ごとに上限、役員数の上限を法律で定めているわけでございまして、個々の各大学の理事の数、上限を決めて法定をさせていただいているということがあります。

○鈴木寛君 今のこと我々は否定していません。したがつて民主党修正案では上限十人以内と決めているわけです。もちろん、大きな大学、小さな大学と分ける必要があれば十人以内と五人以内と分けても、それはそういう修正案の中で詰めていけばいい議論でありますけれども、今のお

答えは全く答弁になつていらないというふうに思ひます。

であれば、中期目標の財務内容の改善に関する事項とか、そういうことに限定をするような法文の書きぶりにするとか、それから、私は元々中期目標というものを大学が決める部分と、それから役所が関与する部分と分けるべきだというふうに思ひます。その御提案について、この提案が受け入れられるのかどうか、お答えをいただきたいと思います。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 中期目標の定め、変更しようとするときに、中期計画もそうでございますけれども、財務省の協議と、こう書いてござります。

今、一部に限定したらということでございますけれども、これ全体として、業務運営にしても財務内容にしても教育研究の質にしましても、全体として財政ということにかかわってくるということがござりますので、やはりこれは全体としての協議ということにならうかと、そういうことで理解をしているわけでござります。

○鈴木寛君 あのままで、私は元々全く財務省協議は必要ないというふうに思つてます。なぜなら、財務省というのは予算編成権の最終査定権限を持つておるわけです。毎年の予算でこの大学に幾らの交付金を出そうかということは最終的に財務省は決めるんでよ。ですから、その一回でいいんだと。結局、中期目標、中期計画のところで当然財務省の査定、値切りが入りますから、する値切りを一回受けるよりは、二回値切

りたいから財務省はそういう条項にしてあるんだと思いますが、これは私つらいろいろ考えてみて、私は遠山文部大臣のこと大変に好きなものですから、何でこうなつてしまつたんかいですけれども、教育研究の質の向上に関する事項を含む中期目標、あるいはその実施について詳細に決めている中期計画、これが財務省協議の対象になつてゐるんです。これは余りにもおかしいんではないかというふうに思つております。もちろん、財務省は予算上の観点という御答弁をされるんだと思います。本会議でもそういう御答弁をされました。その答弁はもう結構です。

であれば、中期目標の財務内容の改善に関する事項とか、そういうことに限定をするような法文の書きぶりにするとか、それから、私は元々中期目標というものを大学が決める部分と、それから役所が関与する部分と分けるべきだというふうに思ひます。その御提案について、この提案が受け入れられるのかどうか、お答えをいただきたいと認めました。これは独法化なんですか、もう一回認したんです。これは独法化なんですか、もう一回大臣に聞きます。

○国務大臣(遠山敦子君) これは、再三お答えいたしておりますように、閣議決定におきまして、独立行政法人そのものではなくて独立大学法人といふものをやるということでございますが、しかし、大きな傘の中でも、本質にかかわらない部分といいますか、それについては独自性をということでございます。

運営交付金が今後も国立大学に対して措置をされるわけでございまして、これは国民の血税を投人するということでございまして、これは財政状況も勘案しながら毎年度ごとに予算措置されるものでござりますけれども、その際には、あらかじめ認可された六年間の中期計画の枠組み、あるいはそれが盛り込まれた内容が前提となるものでございまして、各大学の事務事業の必要性を年度ごとに一から詳細に検討、査定するという形で国が関与するものではないということでございまして、先ほどの局長答弁の意味はそういうことを指しているわけでございます。

○鈴木寛君 今、文部大臣の御発言は少し問題だと思います。と申しますのは、予算案というのは最終的に国会で審議されるんですね。ここは与党の委員の先生方もよく聞いておいていただきたいんですね。でも、予算是、それがいいのかどうか、我々は審議できるんです。予算委員会、そして本会議を通じて。しかし、中期目標あるいは中期計画、これは国会は関与できません。ですから、国会の関与ができないところでキヤップといいますか大体の大枠が決められてしまつて、そして、その枠の中で細々したことが予算化されて我々の国会に出てくると。これは、予算を国会で議論をしていく、正に国民の皆さんからお預かりをした税金の使い道を国会で決めていくということに対し大変な問題のある文書になつておるということは、是非この委員会のすべての委員の方に御理解をいただきたいというふうに思います。

その上で、やはりなお財務省が中期目標、中期計画の段階で、私たちの民主党の法案も、修正案も、例えば長期借入金の問題とか積立金の問題とかあるいは債券の発行とか、こうした極めて財政的に関係のあることについての財務省協議についてはそれでいいと言つておるんです。それは修正案をございました。その上で、やはりなお財務省が中期目標、中期計画の部分についてまでも、財務省に協議をしなければいけないのかと。しかも、国会が関与できない中期目標、中期計画について財務省に協議をし、そして文部科学省と財

これまでのように、極めて、例えば一つの学科を作るあるいは講座を新たにする、さらには小さな研究施設、それらも細々と毎年文部科学省も一緒に考え、そして財務省にもお願いをしという形でやってまいりましたけれども、これからは大きなくくりの中でやつていくことでございまして、私は、その意味で裁量権は極めて大きくなさる。ただ、国費を投入するという以上、これは、それに屈してしまつたということなのかなという推理も成り立つんですが、そこはいかがでしようか。

りたいから財務省はそういう条項にしておるんだと思いますが、これは私つらいろいろ考えてみて、私は遠山文部大臣のこと大変に好きなものですから、何でこうなつてしまつたんだろうということを考えてみました。

聞くところによりますと、財務省が、この中期目標を文部大臣が決め、そして財務省協議にすべきであるということを強硬に主張し、文部省がそれに屈してしまつたということなのかなという推理も成り立つんですが、そこはいかがでしようか。

りたいから財務省はそういう条項にしておるんだと思いますが、これは私つらいろいろ考えてみて、私は遠山文部大臣のこと大変に好きなものですから、何でこうなつてしまつたんだろうということを考えてみました。

聞くところによりますと、財務省が、この中期目標を文部大臣が決め、そして財務省協議にすべきであるということを強硬に主張し、文部省がそれに屈してしまつたということなのかなという推理も成り立つんですが、そこはいかがでしようか。

これまでのように、極めて、例えば一つの学科を作るあるいは講座を新たにする、さらには小さな研究施設、それらも細々と毎年文部科学省も一緒に考え、そして財務省にもお願いをしという形でやってまいりましたけれども、これからは大きなくくりの中でやつていくことでございまして、私は、その意味で裁量権は極めて大きくなさる。ただ、国費を投入するという以上、これは、それに屈してしまつたということなのかなという推理も成り立つんですが、そこはいかがでしようか。

務省で専権的に決めていいのかということを問題提起をしているわけがありますが、この点についての、財務省からも少し御意見を聞きたいと思います。

○政府参考人(杉本和行君) 先ほどから御議論になつてありますように、その中期目標、中期計画につきましては、国の財政にも関連すること、しかも国の財政資源というのは有限でございますので、財務大臣との協議規定が設けられるところでございます。

そもそも、この国立学校の法人化に伴いましては、国の予算上の関与も、現在の国立大学に比べまして、先ほど文部科学大臣から御説明がありましたが、かなり柔軟化した対応が可能ということになつておりますので、そういう点にも配慮していただきたいと思っております。国の中の予算、政府部内での話でございますが、国全体の予算とも絡む話でございますので、中期計画におきまして期間内の予算額の算定のための大きな枠組みを作りまして、それを毎年度の予算に具体的な適用を図っていくことになつております。その毎年の予算はもちろん国会に御審議いただくわけでございますから、そういう形で国会の御審議も経ることは可能だと思っております。

○鈴木不寛君 この問題は、実は、いい大学を作つていくという観点からも問題だと思っています。と申しますのは、中期目標あるいは中期計画で、私は、まず大学がきちんと自主的にお作りになつて、そして世の中にまず公表すべきだと思っています。今後の国立大学というの、もちろん運営交付金是非常に貴重な財源の一つでありますけれども、それ以外にも、授業料とかあるいは公開講座をやるとか、それから研究開発の委託費あるいは共同研究費をもらうとか、歳入も多角化していくわけですね。

そうすると、この大学としてはこういう目標を掲げて、こういう計画で、こういうことをやりたいということをまず世の中に明らかにした方がいい

いと思っているんです。その上で、この部分は予算で面倒を見ましよう、そして足らない部分があります。

うございと、したがつて債券を発行しますから買つてくださいとか、この部分はまだ足らない、よつてつきましたは、これが民主黨案の基本的な考え方ですけれども、ということの方が多い良い大学作りに資すると思う。するために民主党はああいう修正案を出させていただいているわ

けです。

もちろん、これは善意に解すれば、何とか予算を付けなきゃいけない、しかし、ないそでは振れないとということなんですが、結果として、結局一回査定が入ることによつて、そうした目標あるいは大学の経営というものがシミュリンクしてしまつ非指摘をさせていただきたいというふうに思いましたし、そういう意味で、少しちょと観点を変え

てお伺いをしたいと思うんですが、これからは、これはもう十分承知していると、御存じのことだけお伺いをしてお伺いをしたいと思うんですね。私は、削ることなどいうのは非常に得手なことの一つだと思いますけれども、何かあることをエンカレッジして、そこにどんどん増増査定していくと、こういうふうなダ

イナミズムとか、いろんな意味で、いろんな関係者がやつぱり入つて、そしてまずは、一番最初のオリジナルな案を世の中にオープンにしていくことにによって関係者の議論を深めていくと、こういふ制度論にしたらいいというふうに思つてゐるわけですから、中期目標についての意見というのは、全く文部省が事前チェック、事前コントロールをしないで作られて、そしてその後に目標を定めるわけであります。冒頭に大臣からお話をございました。私は、繰り返しになりますけれども、別に国立大学法人評価委員会の存在を否定しているわけではありません。恐らく適正な予算の執行の観点から必要な評価をするということを否定しているわけではありません。しかし、それ以外も多角的にあつた方がいい

ということについてはやはりオープンにすべきだ

と、こういうふうに思つております。

さつきも申し上げましたけれども、どうしても

これは国立大学法人評価委員会、事務局は恐らく

官僚の方がおやりになるんだと思ひます。メンバーの構成は非常に多角化されると言つておられますが、そもそも世の中の方々は、結局は事務

ますけれども、そういう場で会議を開くにすると、いつのような形でございますし、そういうふうに理解していただこうと思います。

○鈴木寛君 それから、文部省から、そして財務省協議のところで変更になつたこともこれは後のことだろうと思います。

○鈴木寛君 それからやつぱり我々は後で、我々、後でというか、要するにそのプロセスがトランスペアレン特にならうふうに理解をしてよろしいんでしょうか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 正式な原案についてこういふ意見があつたということについては公開していくということになると思います。

○鈴木寛君 これからやつぱり我々目指すべきことは、だれがその案を責任を持つて考えて、そしてそれがそれに對して意見を言って修正を加えてといふ、正にそれぞれの主体の自己責任といふことが透明になつて、そしてその政策形成過程が我々手に取るよう分かることはとつて

うことはだれがそれを対して意見を言って修正を加えてといふ、正にそれぞれの主体の自己責任といふことが透明になつて、そしてその政策形成過程が我々手に取るよう分かることはとつても大事だというふうに思つていて、その点は是非異なる審議の中でも詰めさせていただきたいといふふうに思つておりますが、御指摘をさせていただきます。

今、鈴木委員の御指摘は、私は非常に大学評価、大事でありますし、そういう観点をこれから高めていかなければいかぬと、こう思つております。

現在、大学基準協会あるいは短期大学基準協会等の評価機関が大学の質の向上を図る観点から評価活動を展開をいたしております。また、多くの私立大学が加盟しております日本私立大学協会を中心新たに評価機関を設立したいというような動きもございまして、私はこれらの機関が早く立ち上げて活動をしてもらいたい

残念ながら、日本においてはまだこうした第三

革サイクルの確立などを実現することで教育研究の更なる向上に向けた様々な取組を可能とするものでございまして、したがいまして国立大学の法人化がなされればそのような課題の改善に大いに資すると思いまして、最も大事なことは、各大学が法人化のこうしたメリットを十分に活用して積極的に教育研究の向上に取り組んでいただくことであるというふうに考えます。

○草川昭三君 今そういう御答弁があつたわけでございますが、この法案を作るに当たつて国立大学協会と十分な意見交換をされてきたと思うでございますが、いろいろの御質問等を聞いておりまして、かなりの経過があつたように思います。

〔委員長退席、理事仲道俊哉君着席〕

この間の議論の経緯を簡単に問題点だけ御報告願いたいと思います。

○副大臣（河村建夫君） 国立大学の法人化は、我が国高等教育機関における歴史的な改革でございます。そういう意味で、委員御指摘のとおり、検討の節目には国立大学長の全国会議あるいは地区別会議を開催して直接意見交換をやつてきたものでございます。また、国大協との意見交換も積み重ねてまいりまして、その意見も勘案をしながら制度設計を行なうなど、国立大学関係者の意思疎通と合意形成には特に意を配つてきたところでございます。

今御質問のございました経緯を御説明申し上げますと、平成九年の十月に行政改革の柱の一つとして独立行政法人制度の創設が提唱された、この段階では制度設計の詳細が明らかになつていなかつた。このため、国大協においては、行政事務の効率化を目的とした独立行政法人制度をそのまま大学に当てるということは大学の特性に照らして相ふさわしくないという意見を取りまとめられた。有馬委員もそのことを言っておられました。反対であるという意見が高かつたわけあります。

その後、次第に独立行政法人制度の制度設計が明らかになるとともに、平成十一年四月の閣議決議もございました。

○草川昭三君 今度は、この閣議決議を踏まえた法

定において、国立大学の法人化については、行政改革の観点よりもむしろ大学の自主性を尊重しつつ、大学改革の一環として検討すべきであると、これを受けまして、平成十一年六月には、国大協内部でも国立大学を法人化する際に必要となる特例等に関する検討を始めることとなつたわけでございます。

さらに、翌十二年六月には、独立行政法人制度の下で大学の特性を踏まえた法人制度を検討する

ために置かれた文部科学省の調査検討会議にも国大協も積極的に御参加をいたいたところでございます。このため、調査検討会議においては、国

立大学協会関係者も多数参加をされ、約一年八か月にわたつて大学改革に資する制度設計を検討してきました結果、昨年の三月に新しい国立大学法人についてと題した最終報告がまとめられたわけでございます。

○副大臣（河村建夫君） 御指摘の平成十四年四月の国大協の会長談話、最終報告がまとめられた直後に発表されたものであります。そして、最終報告で提言された、国立大学法

ありまして、最終報告で提言された、国立大学法人の制度設計が真に大学改革に資するものとして

國大協から一定の評価を得られた結果であるといふふうに認識をいたしておりますところでございま

す。全体として見ると、二十一世紀の国際的な競争環境下における国立大学の進むべき方向としておおむね同意できる、国立大学協会は、この最

終報告の制度設計に沿つて法人化の準備に入ることにいたしたいという報告が談話としてなされた

わけでございます。

その後、最終報告を踏まえた法案の作成段階におきましても、その概要を國大協に示しながら意見交換等を行つてきたわけでござります。その結果、二月二十四日の國大協理事会では、國立大学

会議や國大協の委員会においても法案に対する特

段の異論はなかつたところでござります。

以上でござります。

○草川昭三君 そういうことだとは思いますが

ども、その後、いろいろと衆議院でもいろんな議論があつたわけでござりますが、その中で、この

議論があつたわけでござりますが、その中で、この

が集まるといったようなこともあるわけでございまして、適切な評価や大学の教育研究の多様性を踏まえた競争というものは大学になじむものだといふうに私どもは思つておるわけでございます。

○草川昭三君 では、次に移ります。

た。それで、いわゆる学長選考会議の申出によりました。そういう、こういうお話をあつたようですが、それで大臣が任命される。大臣は申出を拒否することは将来あり得るのか、ないのか。あるいはまた、任命された学長が仮に、大変御無礼な、誇り高き参議院の委員会上などない言葉か分からせんが、先ほど来の議論を聞いていたとかなり乱暴な御発言があるようですから私も許していいだいて、例えば、任命された学長が仮に独裁的な暴君だと、仮にですよ、仮に暴君となつた場合、学長の解任はどのように行われれるのか、またそのとき大臣はどのような対応をされるのか。大変御無礼な見通しでございますが、お伺いしたいと思います。

○副大臣(河村建夫君) 通常の独立行政法人では、法人の長は大臣の裁量で任命することになつてゐるわけであります。国立大学の学長については、大学の自主性、それから自律性尊重という立場で、学長選考会議の選考結果を大学が申し出で、それに基づいて行う、こうなつておりますが、大学の申出で、したがいまして文部科学大臣は、大学の申出に法的に拘束をされて、例えば所定の手続を経てないとかの申出があつた場合に、あるいは学長に誠にふさわしくない著しい非行がある、申出に明白な形式的な違反性がある、そういう違法性があるというような場合、明らかに不適切と客観的に認められる場合、これを除いては拒否することができないと、こうなつておるわけでござります。

したがいまして、今御指摘があつたように、学長が独断專行になつた場合、暴君だと、こういうような場合、学長が意思決定を行つては拒否すること

は、経営協議会あるいは教育研究評議会、これが審議や役員会の議決を踏まえる必要があるなど、一定のチェックの仕組みはあるわけでございます。しかし、万一、学長個人の職務執行に起因して学内が混乱をしたというようなケース、それから正常な教育活動ができない、これが長期にわたるという場合に、学長が交代しない限り改善の余地がないと、こうなった場合には、第十七条に基づいて学長選考会議が学長の解任を大臣に申し出ることが可能になつておるわけでございます。

このように、学長選考会議の申出があつた場合には、大臣は所定の手続を経ているからといった点や、解任要件に当たつて、当ではまるかといったチェックは一応いたしますが、申出に従つて学長を解任することができると、こういうふうになつております。

○草川昭三君 それから、もう一つ、監事というのがござりますね。各法人ごとに二名大臣が任命することになつてゐる。法人業務を監査し、必要があるときは大臣に意見を提出することができるといふとされているわけですが、これも非常に皮相的なというんですか、嫌な質問になりますけれども、これは文科省のお目付役的な位置付けになるんではないだろうか、いわゆる法人の自主性というもののを阻害する立場に立つのではないだろうかとう心配があると思うんですが、その点はどうでしょうか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) この国立大学法人制度におきましては、大学の自主性を踏まえて、法人運営の責任者である学長の任命は法人の申出に基づいて行うということ、あるいは、その法人の業務運営の目標でございます中期目標を定めるに当たりましては法人の意見に配慮するというところなどが規定されておりまして、こういった制度設計の下での法人化であるわけでございますけれども、監事につきましては、そういう事後的に運営状況の監査を行うといった職務にあるわけでございまして、こういう職務の性格を考えますと、監事の任命を大臣が行うということでその大学の

○草川昭三君　じゃもう一つ、こういう質問をしたいと思うんですが、監事が文科省から派遣されるということはあるのかないのか。あるいは、現在の国立大学の事務局長などは本省人事の一環として管理職クラスが出ておみえになると思うのですが、管理職クラスが監事として出向することがあるのか。また、その場合は戻るということになると思うのですが、そうなるのか。あるいは、言うところの退職者、本省の退職の方々が監事として天下つていくようなこともあり得るのかどうか、お答え願いたいと思います。

○政府参考人(玉井日出夫君)　お答え申し上げます。

まず監事についてでございますが、先ほど監事の職務を御説明いたしましたとおり、運営状況の監査を行う、こういうことから、通常の独立行政法人と同様に各法人に二名ずつ置くという形になつてているわけでございます。今後、この法案が成立して、そして具体的なことがこれからになるわけでございますが、監事の現在のところ抱いているイメージとしては、例えば一名はやはり会計監査に精通した者、これは企業監査の経験が豊富な公認会計士等が考え方されるわけでございます。もう一名は当該大学の行う業務に精通した者を任命するということなどがイメージとしては持っているわけでございます。その任命に当たりましては、以上のような監事に求められる能力、適性を踏まえて、適材適所の考え方に基づいて官民を問わず幅広い分野から適切な者を起用していくことが重要だと認識をしております。

したがって、今申し上げたような幅広い分野、官民を問わざる幅広い分野から適材適所を考えていく、その際に文部科学省関係者というのもそれもあり得ると思つていいわけでございますが、先ほど申したとおり、あくまでもその職務の性格に基づいて幅広く適任者を選任する、これが基本だ

というふうに考えておるわけでござります。
それから役員、いわゆる理事ということでおざいます、これは今回の法人のまず基本的な性格
からいしまして、学長が正しくそこをきちんと任
命するということが基本になっているわけでござ
います。したがつて、学長自らがその考え方に基
づいて幅広い分野からこれもまた任命するとい
ことになりますので、具体的には、恐らく副学長
や学長補佐など、現在の学長を支えて大学運営を
担つておる者、そのほか経済界や私学関係者、さら
には高度な専門職業人など、幅広く有識者を登
用することが見込まれておるわけでござります。
そういう、あくまでも学長が自らの考え方に基づ
いてきちんと任命するということでおざいます。
その際、学長が適材適所の観点から自らの判断に
より、例えは現在の事務局長等を理事に選任する
こともそれはあり得るというふうに考えておるわ
けでござります。

いずれにせよ、先ほど来申し上げておるとおり、
国立大学法人、正に自律性を持つわけでござ
いますから、学長がきちんととした任命権を持つ
て、自らの人事戦略の下で適切に対応していく、
こういうことになるわけでございます。

○草川昭三君 では、今度は評価の話でございま
すが、これはもう皆さん何回かお尋ねになつてお
られます、が、大学に対する評価といつても、組織
全体に対する評価と個人の業績に着目した評価と
いうことになりますと、その手法はかなり変化が
あると思うんですね。

例えば、大学に六年間の中期目標を、中期計画
を一体的に検討、立案をさせる、これはもう御答
弁もありましたね。そういう目標に対して評価のど
う仕組みと言つておみえになるわけですが、個人
を対象とした評価と組織を視点に当てた評価のど
ちらをウエートを重んじられるのか、難しい話だ
と思ひますけれども、非常に抽象的な質問です
が、問題点だと思うので、お答え願いたいと思
ます。

<p>国立大学に対する所要の財政措置を行うことを踏まえておりまして、その国費が有効、適切に使われたかどうか、国が検証しなきやならぬ、こういう観点もございまして、大学の組織全体としての中期目標、中期計画の達成状況を評価する、こうなつておるわけでございます。</p> <p>したがつて、研究面の評価についても同様の観点から行われるものであつて、例えば学部等の組織を構成するその教員の個別業績といいますか、その教授の持つている業績というものを基にいたしますが、それらを総合した研究水準が中期目標に照らしてどのぐらいのものなのか、組織としての中期目標、中期計画の達成状況を評価するといいます。</p>
<p>○草川昭三君 それで、衆議院の参考人の佐和さんの話が先ほども取り上げられましたが、ちょっとそれについて御質問なさらなかつたようですが、さういふことでござりますので、私、少し碎いて分かりやすい質問をしたいと思うんです。</p> <p>例えば、A大学とB大学において同じ分野を専攻する学科を比較するという場合があつたとします。その場合に、A大学はいわゆるノーベル賞クラスの非常に評価の高い研究者が一人お見えになりますので、他の研究員の方々は、これもまあ言葉は悪いですが、余りぱつとしないという場</p>
<p>○草川昭三君 少し嫌みのある質問でございましたので、ですけれども、御関心のはどは実は一番深い問題ではなかろうかと思つてあって質問をしております。</p> <p>組織というものは個人の集合体だと思うんであります。研究を行う主体は組織ではなくて個人の方々の創造性が発展をして研究成果になつていくのです。研究を行つたとすれば、それは必ずしもA大学には世界に名の知れた研究者ではありませんけれども、教員あるいは研究員一人当たりの論文とか、あるいは学会誌に取り上げられた論文の数はA大学に比べてはるかにB大学の方が多いという場合の査定もあり得ると思うんですね。</p>
<p>という場合にどのような評価がなされるのか、お伺いをしたいと思うんです。</p> <p>○政府参考人(遠藤純一郎君) 大変難しい御質問でございますけれども、国立大学法人を評価するに当たりましては、御指摘のようにノーベル賞ク</p>
<p>ラスの研究実績の有無、あるいは論文の被引用回数ということも評価の要素の一つだと考えられるわけでございますけれども、こうした研究水準に関する要素だけではなく、ほかにも、例えば研究の実施体制はどのように整備されているか、あるいは大学の研究活動が地域の産業や文化にどの程度貢献しているかといったことなど、各大学の中長期目標、中期計画に照らしまして、様々な要素を勘案して大学全体としてその達成状況はどうであるかということを評価するということになると考えています。こうした研究面の評価は、その特性に配慮しまして、専門的評価機関である大学評価・学位授与機構が専門家によって実施すると例につきまして御説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>イギリスでございますけれども、ここは準政府機関である高等教育財政カウンシル、HEFCEと言つておるようでございますが、ここが大学の研究面を評価しまして、その結果を基に研究資金を配分しているということでございます。その各大学では、所属教員の研究業績に関する資料を学問分野ごとにHEFCEに提出しまして、HEFCEがこの資料を基に大学ごとに七段階で評点を付けて研究資金を傾斜配分しているということのようございます。大学が提出する研究業績については、どの学問分野を提出するか、どの教員の業績を出すかといったようなことについては大学の判断でありますと、こうされていいるようでございます。</p> <p>アメリカでございます。アメリカはいろいろでござりますけれども、サウスカロライナ州の州立大学での評価ということでございますけれども、その州の審議会が教員の質、授業の質、産学の連携、管理運営の効率、研究資金等々の視点から、大学の業績全体を五段階で評価をして、その結果に応じて予算を増減させて分配しているというふうでございます。</p> <p>アメリカでは、州立大学と、研究費というものはよそからもらつてくると、大体、その運営、教育費を州が支払っているということでございます。</p> <p>それから、フランスの国立大学は、教育内容、学生の学習、生活条件の改善、施設整備計画などを、大学における教育研究活動全般にわたる活動</p>

ゆる競争的研究資金に分類されるわけですが、どうしても若手研究者の、本当に若い芽が出たといふような研究は非常に取り上げられないような制度ではないだろうかと私は想像するわけでござりますが、法人化後のこの配分について、若手研究者を積極的に支援するような配慮を是非考へてもらいたい、どのようなお考えかというのが一つと。

それからもう一つは、もうこれは本当に、いわゆる債務の話になりますけれども、大学の附属病院を持つ法人は、この債務を非常に多く抱え込んで承継することになると思うのでござりますけれども、ひとつ法人化と同時に引き継ぐ債務の総額は、例えば十四年度末に幾らぐらいになるのか、そしてそれをどのように承継されていくのか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 私の方から最初に、若手研究者の件についてお答えさせていただきます。

これまで国立大学におきましては、若手研究者に対しまして、国立学校特別会計におきまして若手教員研究支援経費と、こういうものを計上をせているのが一つございますし、また各大学で学長裁量経費というものがあるわけでございますけれども、それを学長の裁量によりまして若手研究者の支援に充ててきた大学が多かつたわけでござります。それからもう一つには、御指摘のように科学研究費補助金等の競争的資金により若手を支援してきたということでござります。

法人化後の国立大学につきましては、教育研究等の実施における必要な経費としまして、運営交付金を交付するということでございます。運営交付金の算定、積算におきまして、これまでに引き続き若手研究者の独創的、萌芽的研究への支援や、次世代を担う有望な若手研究者への支援など、様々な取組が可能となるよう十分配慮をしていきたないと、こう思つておりますし、あわせて、科学研究費補助金における若手研究者の支援の一

層の充実も図つていきたいと、こう思つております。

○政府参考人(玉井日出夫君) 御指摘の十四年度末におきます国立学校特別会計の有する債務、附属病院に限つて申し上げますと、附属病院整備に係る長期借入金残高及びこれに係る予定利子額という形になりますが、合計約一兆二千六百億円という形になつております。

これらの附属病院に係ります債務につきましては、今回、法人化後でございますか、独立行政法人国立大学財務・経営センターに一括して承継させるとともに、関係の国立大学法人、すなわち病院の収入を前提に借り、また病院の施設整備をやつてきたものですから、その附属病院を持つ国立大学法人が同センターに対して一定の債務を負担するという仕組みになるわけでございます。

そして、その償還も、これまでにその病院の収入を前提として着実に償還してきておりまして、平成十三年度でいいますと償還額一千三十億円、平成十四年度でも償還額約一千三百二十億円と、着実に償還しているわけでございまして、十四年度末の既存債務だけを見ますと、平成三十九年度で償還するという、そういう予定を立てているわけでございます。もちろん、新たな借入れがあればそれがまた変わつくるわけでございますが、いざれにしても、今までに着実に償還をしてきておるわけでございます。

○草川昭三君 以上です。

○林紀子君 日本共産党的林紀子でございます。今日は、国立大学法人関連六法案のこの参議院の委員会での最初の審議の場となるわけでございます。それからもう一つは、日本共産党的林紀子であります。しかし、私は、大学で働いている教職員の皆さん、また学生の皆さんとの健康と命にかかる問題ということで、まず労働安全体制について質問をしたいと思います。

四年前、一九九九年の日本学術会議の勧告に基づいて、私は当時本委員会で質問をいたしました。そのときの大蔵は中曾根文部大臣、今日も委員としてこちらにいらっしゃいますけれども、答弁に立たれまして、「国立学校施設の老朽・狭隘化対策に積極的に取り組むとともに、教育研究の発展充実に資するよう、施設の整備充実に一層努めてまいりたい」と決意表明をなさいました。ところが、それから三年たつて昨年の十月に文部科学省が行つた実験室等における安全衛生管理に関する調査では、全国百六十九機関のうち、何と九二%の百五十六機関において何らかの改善を要することが確認されました。

しかし、この問題というのは、もう十年も前から指摘されているわけですね。一九九三年二月の日本学術会議化学研究連絡委員会の報告では、こんなふうに述べております。大規模な火災や地震が起きた場合、避難する困難であり、このような状態は一刻も放置すべきではない、学生等の居室と実験室との分離を行わないため、有機溶剤を始めとする危険な薬品のそばで論文の執筆や文献調査が行われている、実験室や廊下に大量の可燃性ガスのボンベが持ち込まれ、その管理状態も十分でなく、安全管理上の常識では考えられない状態である、こういうふうに指摘されているわけです。

○林紀子君 今、大学、国立大学というのは人事院規則が適用されているわけですね。その責任者は、具体的な措置は学長に委任するとされておりますけれども、責任者は文部科学大臣であるわけですね。ですから、大臣の御認識も是非表したところでございます。

私は、おととい、一番新しいところでということで、東京大学工学部に行つて実験室を見せていただきました。そして、十年たつた今も、ここで指摘されたようなことがそのままだということを実感したわけです。ただ、廊下は大変きれいに片付けられておりましたので、ここだけは進歩を感じたのかなという状況だったわけです。

そして、そこで伺つたことは、こういう状態を見て、来る留学生がみんなびっくりする、こういうふうな状態だと思うわけです。知の拠点などと胸を張れる状態ではないわけですね。さらに、法人化となりますと、来年の四月から

労働安全衛生法の適用となります。労働基準監督の立入検査や罰則もあります。問題のある施設は使用停止命令ということも受けることになるわけです。

大臣、大臣はこういう状況はよく御存じのことだというふうに思うわけですが、どういう御認識でしょうか。

○政府参考人(萩原久和君) 先生御指摘のように、大学における安全管理は、学生の、学生のみならず教職員等の安全・健康を確保する上で非常に重要なことと認識しております。

文部科学省といたしましても、その法人化における安全管理は、学生の、学生のみならず教職員等の安全・健康を確保する上で非常に重要なことと認識しております。

○林紀子君 今、大学、国立大学というのは人事院規則が適用されているわけですね。その責任者は、具体的な措置は学長に委任するとされておりますけれども、責任者は文部科学大臣であるわけですね。ですから、大臣の御認識も是非聞かせていただきたいと思います。

○国務大臣(遠山敦子君) 現在も人事院規則上で明確に、大学のその教育研究施設は安全・衛生を守らなくてはならないということが明らかにされているわけですね。来年度、十六年度の、十六年の四月から適用される法律が変わつてくるということは、危機感を募らせていらっしゃる気持ちは大変よく分かります。

そこで、衆議院の委員会でも明確に申し上げたのですが、違法状態を起こさないということでおは問題なんですね。来年度、十六年度の四月から適用される法律が変わつてくるということで、真剣に我が方も大学も取り組み始めておりまして、今、担当の方からお答えいたしましたように、それぞれの大学の個別の細かい計画、それから、それはどれくらいのお金が掛かってどうしてい

くかということについて、今、詳細な計画、改善計画もでき上りました。そういうことで、予算上の措置も十分なされる範囲内でございます。

そのようなことで、私どもとしては、来年度、今回法案を通していただいて、来年度から法人化になりますときには違法状態は起こさせないといふことでしっかりと対応していきたいと思っております。

○林紀子君 今、大臣からお話をありましたけれども、衆議院のところでも大分論議になりましたが、しかし、施設改善に幾ら掛かるのかというの衆議院の場ではその資料も出ないままこちらに送られてきました。そして、昨日、ようやく、「国立大学等における安全衛生管理の改善対策について」というものが出来まして、昨日の午後、私もそれをいただきました。

それを見ますと、一万三千五百六十二室の改善が必要だというふうになつておりますけれども、これはどういう実験室を対象にしたのでしょうか。文部科学省の調査研究会の報告書でも、化学物質等の使用だけでなく、クレーン、ボイラ、圧力容器、放射線、エックス線検査装置などの作業危険性のある設備についても対応が必要である、こういうふうに言われているわけですからとも、こうしたすべての設備について調査をなさつたのでしょうか。

○政府参考人(萩原久和君) 先生、先ほど御指摘の一万三千五百六十二室、これは昨年十月に調査した結果でございます。今回は、この改善進捗状況を調査したものでございまして、一部についてももう既に対応がなされております。

それで、その対象でございますが、労働安全衛生法に適用を受けると考えられる実験室、これは化学の実験室のみならず、医学、薬学、農学あるいは工学系の実験室についてもその対象としているところでございます。

○林紀子君 この一万三千五百六十二室というふうになつておりますので、そうしますと、実験室の外、それも含めて全部調査をなさつたのでしょ

うか。

○政府参考人(萩原久和君) この調査は、施設の改善が必要なものということでやつておりますので、室内の実験室が調査対象でございます。

○林紀子君 労働安全衛生法によりましたら、室内のものだけではなくて外にあるものというのもやつぱり対象になるところというのはあると思うんですね。そうすると、これはやつぱり対象としては網羅をしていないということになるのかなど

いうふうに思うわけです。

そして、この文書によると、施設整備の措置を含む改善、九千四百九十六室、先ほど御説明がありましたけれども、所要額は三百六億円であります。

あつて、そして、「既に配分されている予算で対応できない部分については、追加配分を行う。」ということも書いてありますので、これは、予算、追加配分をするということですね。

○政府参考人(萩原久和君) そのとおりでござります。

○林紀子君 それに関連してなんですが、これは十六日、報道によりますと十六日付けで安全衛生管理対策実施状況調査を、緊急依頼を全国の大学にしたと。その際に、追加財政支援はないという前提で、学長裁量経費、競争的研究資金の間接経費、それに當繕費が考えられるが、こういうものを総動員して、何が何でも今年度中にこの安全衛生対策やれというようなお話を全国の經理部課長会議ですね、そこでお話をあつたということで、これを聞いて、全国の大学では、それは大変だと右往左往しているという話も聞いています。

が、それじゃ、これは間違いである。そのことをきちんと全国の大学にも早く言つていただきたいと、本当に混乱状態ますます拍車を掛けるんじやないかと思いますが、どうでしょうか。

○政府参考人(萩原久和君) 御指摘の経理部課長会議でございますけれども、ここで文部科学省として申し上げましたのは、各大学が新しい追加財政を期待して、それを待つてからやるんではなくて、速やかに、まあこれは今年度中にその対応を

する必要はあるわけでございますから、早急に必要な改善を行つていただきたいという趣旨で申し上げたわけでございます。

施設に関する予算是、今年度、施設費及び大学に配分しています當繕費等ございますので、まずそれで対応するということが大事ということを経理部課長会議で力説したものでございます。

それで、調査した結果、やはり今配分しているお金では大学、足らないということでございましたが、それが追加配分といつては、それについて更に、今年度予算まだ配分していないものがござりますので、そういったもので十分対応していくこととでござります。

それが追加配分といつては、それについて更に、今年度予算まだ配分していないものがござりますので、そういったもので十分対応していくこととでござります。

○林紀子君 そこで、お聞きしたいんですが、この所要額三百六億円、この金額はどういうふうにして計算をなさつたのでしょうか。

○政府参考人(萩原久和君) これは、大学の改善計画に基づいて見積もられたものを集計したものでございます。でありますから、言ってみれば大

学の要望額といふことになるかと思います。

○林紀子君 それがちょっと私の認識と違うんでごぞいます。でありますから、言つてみれば大

おととい、東京大学の工学部に行きました。そして、直接お話を伺つたところでは、どのくらいの金額になるか、その工学部だけでもなかなか見当が付かないんだというお話だったんですね。

東大の工学部で見当が付かないのに、各大学から金額を聞いて積み上げたと、そこが矛盾するんじゃないかな、どういうふうになつてあるのか見当が付かないんだというお話だったんですね。

○政府参考人(萩原久和君) 施設の改善を必要とする費用は、これは専門的な知識あるいは技術が必要でございまして、大学の中には施設部あるいは施設課というのがござります。そこに専門集団がおりまして、東大におきましては施設部というの

ございまして、そこで先生方のお話を聞き、そしてそれが幾ら掛かるかということを専門的に見積もつて、工学部のみならず全学の集計をして文部省の方に報告していただいたと。各大学の報告を

集計したのが三百六億円という見積額、総計でございます。

○林紀子君 専門集団、施設部の専門集団というのがいらっしゃるということなんですかけれども、これも東京大学の工学部でじかに伺つたお話というのは、労働安全衛生法の内容というのの大変細かくなつていて、そして各研究室で一体どこが問題なのか、ほとんど見当が付かないと言うんですね。ですから、この教室は問題だらうというの

は分かるから、先ほど出てきました一万三千五百六十二室といふのは、学校ごとにそういう、この教室は問題だよというのが出でくるんだと思うんです。それで、その教室の中のどこが問題なのかというのは、そこにいらっしゃる方たちも、なかなか労働安全衛生法と引き比べてどうかというのが分からぬ。だから、労働安全コンサルタントに相談をしなくちゃいけない。それだけでも二千万円のお金が、委託料というのが掛かるということなんですが、その労働安全コンサルタントに来月に診断をお願いして、そしてこれから改善計画を作つて予算要求をしていくんだというお話だつたんですよ。そうすると、この積み上げて集計した三百六億円というのがどうも揺らいでしま

うわけなんですね。

じゃ、東大というのはこの三百六億円から外れているんでしようか、入つていらないんでしようか。

○政府参考人(萩原久和君) コンサルタント、その専門のコンサルタントがあるということは認識をしております。一部の大学においてはもう既にコンサルタントに診断をお願いして、それに基づいて出しているところもありますし、中にはこれからというところもあるようには聞いております。

東京大学の場合、先生方、ユーチャーである先生方が規則に違反しているかどうか分からぬといふことはないと私は考えております。人事院規則も労働安全衛生規則も、規則についてはほぼ同じものでございます、罰則規定が多少違うとは聞い

それを見識して実験室を使っていらっしゃる。
ですから、今回の調査も、こういう化学物質、
こういう装置があるところについて調べてくださ
いという調査を掛けておりますので、現場につい
ては、その実験室が人事院規則あるいは労働安全
規則に適合しているかどうかということは分かつ
ていらっしゃると思います。

たたその積算については各大学が事務局の方で積算しておりますので、その数字を我々は合計して今回三百六億円としたところでございま

○林紀子君 そうしますと 東大から事務局の方へ聞いたということなんですね。事務局長さん、事務長さんとおっしゃるんでしようか、その方から報告が来ただということなんでしょうか。

○政府参考人(萩原久和君) 事務局の方で各部局のものをまとめて文部科学省の方に報告していた

だいたいということです。

○林紀子君 ですから、じゃ事務局と工学部、東大の工学部というのは一番労働安全衛生法に引つ

掛かるといいますか、そういう化学物質なども一

杯使つてゐるわけですよね。そういうところと

は、じや連絡がないかもしれない、と、なくとも事

務局が言つてきかごとを
はいはいそぞですかと
はつてメモこして全部読み上げた、こういう話こ

なるんでしょうか。

○政府参考人(萩原久和君)　先生方はどこが問題

かは認識していらっしゃると思います。それが幾

ら掛かるかというのは、なかなか研究者の方は分

からないと。ですから、そういう問題点は事務局

の施設の方と先生方と打ち合わせして、それじやそ

れなら幾ら掛かるといふことをはじいている
事務局ではござへてあると思ひます。

ですから、分からないというのには、先生方分か

らないというのは、幾ら掛かるかがまだ聞いてい

ないということであつて、何が問題かは、これ先

生方、十分認識されていると思います。

○林紀子君 事務局と現場の先生たちと、一番実

卷之三

コンサルタントにきちんと見積もつてもらわなく
ちやそのお金が出てこないと言つているんです
ね。出てこないと言つているのに出でているとい
うところが不思議でしようがないわけなんですね。
それじや、各大学や機関ごとの金額、積み上げ
た額でしたら、それは分かるわけですね。東大と
いうのは全部で幾らだったわけですか。

○政府参考人(萩原久和君) 東京大学でございま
すが、所要額は二十七億八千四百万円というふう
になつております。

○林紀子君 東大、二十七億八千万円。これじや
やつぱり絶対にできないと思うんですよ。ですか
ら、現場の先生たちは言つて分かるというお話、
今ありました。

そこでお聞きしたんですけれども、東京大学の
工学部で配付されている資料の中には、化学実験
でできた有毒ガスを排氣するためのドラフトチャ
ンバー、実際見てまいりました。壁際などにあつ
て、その中で実験をして、そして有毒な空気を吸
い上げて外に出すという装置ですね。そういうド
ラフトチャンバーとか、有害物質を除去して外気
に出すための、スクラバーと言つんだそうです
ね、除去装置が、ダクトの中間なんでしょうが入
口なんでしょうか、あつて、それを出す。そうい
う装置だけで、やつぱり東大工学部だけで十七億
円ぐらいは掛かるんぢやないかというふうに言つ
ているということなんですね。これは工学部だけ
です。

これとは別に、まだ実験室と、先ほど御紹介し
ましたように、実験室と教室を分けるための部屋
の改造もしなくちゃいけない、それから出入口の
確保もしなくちゃいけない。一つしか出入口がな
いと、もしそこで何か出火などをしたら、大変可
燃物や何かが充满しているその教室から出られな
くなるから、少なくとも二つは出入口がなくちゃ

いがないといふこともきちんと規定されているということですけれども、それもなくちやいけない。緊急シャワーとかガスボンベを実験室の外に置くための措置など、本当に多額の費用が掛かる、十七億円以外にそれだけ掛かる。それで、東京大学は、工学部だけではなくて、医学部もあれば理学部、農学部、薬学部、附置研究所、十以上の部局が対象になっているわけですね。ですから、こういうことで、正にこれは類推になるわけですね。ですけれども、推計して考えてみると数十億円から百億円近く掛かるんじゃないかと思われるわけですね。

ですから、東京大学だけでも二十七億八千万円じゃ到底足らない、全体でも三百六億円で済むなどというのは正に机上の計算、事務局とやり取りをして、大体そんなくらいだろうなというので書いた数字を積み上げただけ、そういうことなんぢやないですか。

○政府参考人（萩原久和君） 先生方とそれから事務局は十分な連絡を取つてやつているものと聞いております。

改善経費の額の問題ですけれども、老朽・狭隘ということがあります。それは緊急整備五か年計画でやつてているわけですが、その緊急整備の老朽・狭隘がこの労働安全衛生法の問題にもかかわつてくるわけでござりますけれども、多額の費用の掛かる増築や改修、こういったものは五か年計画で着実に行つているわけで、今回の対象としているのは、今年度、労働安全衛生法に抵触しないようにするためのものを計上しているわけでございまして、しかも問題ある実験室、一万三千三百室と言つておりますが、これらも施設の整備を伴わないで、点検、整理整頓をしたり、あるいは実験室の使い方の見直し、こういうことも併せて解決を図るということにしております。

昨日発表しました対策の中、調査研究協力者会議の報告書も付いておりますが、その中にもそういうふたソフト、ハード併せて対応していかないといふことに対しておりません。

○林紀子君 ですから、私も、建物そのものを建て替えるくちやいけない、建て替えないし労働安全衛生法の基準に達しないところもあるわけですけれども、そこを言わなくとも、先ほど言いましたようにドラフトチャンバーとかスクラバーだと、それからガスボンベを外に出すとか、緊急シャワーだと、そういうことだけで十七億円が最低掛かって、もっとそれに積み重なるんだということを言っていますので、私も、ですから老朽・狭隘というのはそれとは別だというふうに考えているんです。それでもこうなんですね。

そしてもう一つ、東京大学だけではなくて、私のところにもう一つ資料があるんですね、この資料によると、京都大学です、京都大学では、七月三十一日までに予算の見積りをまとめるというやうはり資料があるわけなんですね。七月三十一日までにこの資料をまとめなさいと、こんなふうにちゃんと表まで作って、こういうふうに書きなさいよというので、全部京都大学のそれぞれの学部に回しているというんです。

そうしますと、七月三十一日というのはまだ来ていないわけですからね。先ほどと同じように、やっぱりこれも実際の見積りじゃなくて、非常にあやふやな、非常に不十分な、そういう数字が、電話でお聞きになつたかどうか分かりませんけれども、そういうところで来て、それを集計した、そういう話なんじゃないですか。

○政府参考人(萩原久和君) 東京大学の工学部が幾らかということはちょっと今認識していないわけでありますけれども、また京都大学についても、我々つかんでおります数字では、十八億二千五百万という数字でございます。

その個々の先生おっしゃいました東大工学部の数字ということは、内容は分かりかねるわけでござ

ざいますが、詳細の内容につきましては、その各大学の事務局、先生方と十分打ち合わせて、責任を持って文部省に提出しているものと認識しております。

○林紀子君 私は、ですから、昨日資料を出すといふことで、それを待つて、それを見て一生懸命考えたわけですよ。それでもどうも話が合わない。

大臣、東では東大が、西では京大が、それそれまだちゃんとした見積もりも出ておりません、これからですと言っているのにこういう数字が出てきた。こんなおかしい話、正に大変いい加減な数字で私たちがこの論議をするというのはどう考えてるかといふと、どうですか。

○国務大臣(遠山敦子君) 委員は大学側のどこに
大臣もこれ、本当におかしいと思いませんか。
お聞きになつたんでしょうか。

うことで見積りもし、そして将来計画も立てていい部局と連携を取つてやつてゐるわけでございま
す。

所要額につきましては、各大学の改善計画に基づく見積額を集計したものであります。もちろん今後、執行に当たりましては、各大学と協議の上に適切に対応していくものでございます。そういう性格のものでございます。

○林紀子君 私は、おととい、三時から四時まで
の間、東京大学工学部五号館 化学実験室 研究
室、三百一号室から四百四十七号室まで、一、
二、三、四、五、六、七、八つの実験室を拝見い
たしました。そこで労働安全衛生法にかかわって
今までいろいろやつていらつしやる先生を中心には
お話を聞いたものです。ですから、工学部の問題
につきましては非常に一番よく分かっている、そ
ういう先生から直接お話を聞いてこういう状況に
なっているわけです。

ですから、今、大臣は責任のある大学の担当の
ところから聞いたと言いますけれども、しかしそ

の責任ある担当というのがその先つつともパイプが通つていらないじゃないですか。それでどうしてちゃんととした数字だなんというのが言えるんです

か。これは本当におかしい話だと思つんですよ。私たちは、だから、本当にきちんとした数字で、そして本当に来年の四月の一日に労働安全全衛生法違反じゃないところでスタートできるのかどううか真剣に考えているのに、どこから聞いてきたか

○政府参考人(萩原久和君) 昨日発表しました対策の中にフォローアップという項目がございまして、三ヶ月ごとに、九月、十二月、それから三月といでよ。

とフォロー一アップしていくつもりでございます。
ですから、もし大学の方に漏れというか不備がありましたら、その時点で訂正し、それは、今回の調査に入っていないからやらなくていいというのではございません。それは必要なものは是非ものではございません。

やるということ、適切に対応していくたいといふうに考えております。

時間でございましたけれども、精一杯やつたつもりでございますし、この調査については正しいものが出てきているものと認識しております。

○林紀子君 確かに、現場でやつていらつしやる方はもう徹夜徹夜続きでやつた。昨日も本当にう大変な、血の気のうせたようなお顔で持つてきていただいて、本当にそれは御苦労さまと私も申し上げたんすけれども。そもそも数字が違っている。そもそも大學との関係が違っているんですからね。そこは幾ら一生懸命やつていただいでも、その虚偽の上に組み立てたものをまた私たちの方に出てくるわけですから。そういうこと

は、本当に国会の審議というのをどれほどきちんと考えていらっしゃるかということだと思うんですね。

そして、大臣、もう一つ言いたいことがあるんですけれども、といいますのは、京都大学では更に大変なことに、大臣は四月一日、何とか違反状態なしにスタートしたいということを先ほどおっしゃいましたけれども、この京都大学で各学部で

回っているものなんですかけれども、これは先ほど七月三十一日までにですから提出をしてくださいということと同時に、年次計画の策定という、そういう文書が回っていて、そういう表を出しながらいということも回っているわけなんですね。労働安全衛生法の運用に伴う実験室改善年次概算金額

このように、Aランク、Bランク、Cランクといふように分けてあります。Aランクは、現状では使⽤に耐えられず、かつ運用では対応できないものと⾔つてゐるわけなんですね。

なんだと Bランクというのは、改修工事があたらそのとき対応すればいいと、Cランクといふのは、当面使用はできるけれども、本来は対応しなければいけない不可欠なものなんだという注釈も加えながら、このランクA、ランクB、ランクCでそれぞれ表を出しなさい、こういうことになつてているんですが、これを見て私もびっくりいたしましたが、ランクAの今は使用ができないも

のについてどうして改善するかといったら、十四年度にはこれこれやりました、十五年度にはこれぐらいの予算でこうやります、十六年度にはこうやります。Bランクでは、平成十七年度から取り掛かって、十八年度以降にやります。Cランクでは十八年度以降にやります。これ、年次を追つて書きなさいとなつていてるんですよ。そうしますと、年次を追つてということは、今年度じゅうと、いうことはできないということじゃないですか。こういうことがあるんですね。

大臣、どうしてこれで四月一日に労働安全衛生法に違反しないように全部やれるんですか、ス

ターでできるんですか。

は老朽・狭隘対策でござります。これはもう既にやっているところでございます。

が、ちょっと私その資料見ておりませんので。
○林紀子君 ですから、私もこれは先ほどおつしやったように老朽していたり狭隘なものを年次を追つてやるのかなと思ったんですけれども、よく見たら、労働安全衛生法の運用に伴う実験室改善年次概算金額というのを出しなさいといふ

引つ掛けたつくるものじやないですか。
大臣、これじや四月一日、無理なんじやないですか。そしたらもう凍結しなければいけないと思ひますよ。凍結するべきじやないです。

○政府参考人（薪原久和君） 繰り返しになりますが、今回のこの計画は、昨年十二月に文部科学省から発出しました通知書に基づきまして、そのとおりに改善計画を立てて着手してくださいといううたとを通知をしているわけですが、これに基づいて各大学が今までやつてきたものについてその進捗状況を調べたものでございまして、そういう、信頼できる調査になつていると考へております。

○林紀子君 もう私は時間がなくなりましたけれども、信頼できるものというふうなお話をされけれども、どう見てもこれは本当に机上の空論、信頼できないものだということになると思いますし、来年の四月一日にはこれがスタートできないとう、そういう本当に資料になつてゐるわけですよ。ですから、もう一度きちんと金額が幾らになるのか、本当に四月一日からそれでスタートできるのか、そういうものを出し直してください。

きます。

○西岡武夫君 文部科学大臣に御質問申し上げます前に、委員長と与党の皆様方にお願いを申し上げます。

これだけ、これまでの各委員の御議論を承つておりますが、また衆議院での審議の状況等々も報告を受けておりますけれども、これだけ大きな問題でございますから、基本的な理念、そしてそれをめぐる周辺の問題、そして更に逐条の審議まで含めますと、かなりの時間が、審議の時間が必要だらうと思います。

その点におきまして、委員長におかれでは、十分この法案について、日本にとって将来を左右する大変大きな問題でございますので、十分な審議時間をお取りいただくよう御配慮をいただきたい、まずお願いを申し上げます。いかがでしようか。

○委員長(大野つや子君) ただいまの御意見、確かに大変重要な問題であるところでございましてこの法案について、日本にとて将来を左右する大変大きな問題でございますので、十分な審議時間を取らせておきたいと思つております。

○西岡武夫君 ありがとうございます。

文部科学大臣に御質問を申し上げます。

先ほど、大臣の御答弁の中にもございましたけれども、大臣はかねがね国立大学に法人格を与えるということは一つの考え方だったということをおっしゃつておられたんですねけれども、これは法人化することが正しいと、そういう前提のお考えだつたんでしょうか。

○国務大臣(遠山敦子君) 国立大学、私は日本の大學生群の中で中核的な役割を果たしている存在だと思いますけれども、大学人自らも、現在の状況における国立大学については様々な制約があつて十分ではないということで、殊に行政組織の一部としての存在というふうに伴う様々な制約、人事権あるいは会計上の制約等々ある、それでは十分に自主性、自律性が發揮できないという、そういう自覺があり、かつまた、大學審議会等様々な場でもそれが討議されてまいつたわけでございま

す。

では、そういう問題を解決するのに、日本の国内法の中で、しかも國が責任を持つて国家の意思として国立大学として存置をし、かつまた財政上おりましても、また衆議院での審議の状況等々も報告を受けておりますけれども、これだけ大きな問題でござりますから、基本的な理念、そしてそれをめぐる周辺の問題、そして更に逐条の審議まで含めますと、かなりの時間が、審議の時間が必要だらうと思います。

その点におきまして、委員長におかれでは、十分この法案について、日本にとって将来を左右する大変大きな問題でございますので、十分な審議時間が取らせておきたいと思つております。

○西岡武夫君 それでは、大臣がお考えの法人格が望ましいというときの大学教官及び職員の皆さんの方の身分は国家公務員であつてはならないといふお考えでしたか。

○国務大臣(遠山敦子君) 身分の問題は、かなり

私はこれは論議がなされたと思います。様々な論議がなされた上で、やはり今日の国家行政組織の一部としての機構、組織の存在、それから人事院規則等の通常の国家公務員に伴う様々な規制といいますか縛りというものがあっては満達な研究活動、教育活動、さらには社会貢献、兼職・兼業もできない等のことがあって、さらには今日では産学官連携のこともありますし、さらには私は、もつと大学というものは、例えば給与の格付、給与の、給与費の定め方においてもつと自主性があつていいと思います。例えば、トップクラスの世界の研究者を持ってきて、それに對して年俸で多額の報酬を考えるということも現在では全く不可能なわけですね。

しかし、これから日本の大学というものがより世界に羽ばたくあるいは国際的な競争力を持つという観點から、そういうことも可能にならなくてはならないわけございまして、そのようなことを様々に勘案をして、私は、今回、大学人の方からむしろ非公務員型がいいというふうな提案があつたというふうに考えております。

その非公務員型のメリット、せつからくございまますから具体的に申し上げますと、例えば優れた研究者を給与法の体系によらず柔軟に待遇できること、また、外部の優れた研究者を年俸制で短

期間招請することができる、サバティカルリープ等の弾力的な勤務時間管理の導入が可能であること、兼職・兼業が各法人の判断で弾力的に許可することができます、あるいは国家公務員試験によらずに各大学の人事戦略に基づいて専門性を重視した事務職員等の採用が可能になること、大学の実態に合わせた多様な職種の設定ができるなどなどでござります。

そのようなことから、私は、大学人の英知を集めめて検討いただきました「新しい「国立大学法人」像について」の報告書におきましても、国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議において非公務員型というものを結論付けられたというふうに考えております。

○西岡武夫君 大臣は心ならずも今のような答弁をなさつているんだろうと思いますから、余り大臣をいじめたくないんですけど、大体今回のこの法案提出というのは、元々は国家公務員を削減すると、その計画に文部省もやり玉に上がつたと。

ですから、次から次へと国家公務員を削減するといいましても、特殊法人の看板書き換えただけの独立行政法人という形で、文部省のこれまでの国立博物館を中心とするいろいろな組織をすべて独立行政法人にして国家公務員から外してしまつたと。そして、最後のとりでとしてあった国立大学も国家公務員を削減するという目的で独立行政法人化されるということを、こういう法案にいろいろ書いてありますけれども、結局は、最終的には独立行政法人の通則法の規定の適用というのものもちゃんと付いているわけですから、形は独立行政法人ではないとおっしゃつておられるけれども、実際は独立行政法人の傘の下にあるという形で、国家公務員の定員を削減するという小泉政権下における考え方方に国立大学をのせてしまつたと、こう申し上げていいと思うんですが、いかがですか。

○副大臣(河村建夫君) 私どもも最初にこの話を聞いたときに、まず行政改革、特にこの国立大学

の法人化、あるいは元々の独立行政法人に当たるその設計というものがまだはつきりしていなかつた。そういう意味で、当初、有馬委員も冒頭の質問で我々反対だったということをございました。

先ほど、草川委員の説明の経緯の中でも私、御説明申し上げたんですけど、やはりこれは大学改革という視点でないと我々は受け入れるわけにいかないんだということで、そういう方向で議論をしていったわけでござります。そして、閣議において、平成十四年、独立行政法人というのは何たるものだということがまだあの当時は我々も分からなかつた。イギリスのエージェンシーというものらしいという程度のことでありまして、イギリスにも視察等を出したりなんかしながらいろんな話を聞いて、やっぱりこれは、その手法といふのはこれから時代に必要なものであろうけれども、まず大学改革だということからいこうといふことになつて、これは政府としても、平成十四年四月の閣議決定において、国立大学の法人化については、行政改革の観点よりも、むしろ大学の自主性を尊重しながら、大学改革の一環として検討をしたい、すべきであるという閣議決定を得て、これを受けて初めて国大協も、そういう視点でスタートして今日に至つては、こういうことでありますから、行政改革で国家公務員を減らすための犠牲にこれがなつたということは、私は、スタートはいろいろな、ともかくこれは国立大学ではなくて、国家公務員を削減という方針は小瀬内閣のときに多く出ました。

その中の一つにこれが上がつてきましたことは我々は承知いたしておりますが、それ以外にも、大学改革の観点で考えたときに、我々記憶に新しいのは、例えばあの一橋の先生がどこかの取締役にならうとしたけれども国家公務員法があつてできないんだというような話も一つの話題になつたりいたしましたけれども、もつとこれ、大学がダイナミックに変わつていく一つの手段として考えていい

学問分野というものがおろそかにされるというのではないのか。

この点について、大臣、どのように御認識か、お伺いいたします。

○国務大臣(遠山敦子君) 私は、基礎研究というものを大事にしていくという意味で一番大事なもの、もちろん憲法上の学問の自由という精神に基づいてすべての人がそのことを尊重していく。国

は文部科学省が直接の責任を持つものとして、その研究の自由というのを守っていくというのが一番ベースにあると思いますけれども、研究テーマ

を選んだり、あるいは研究組織をどうしていくかということは学内では大変大事だと思います。それは、法人化してもそれは全く変わらなくて、むしろ研究テーマはもちろんその研究者が自ら選び、そしてそれにについての自らのプランの下に科学研究費を取るなり、いろんな方途によって遂行していくんだと思いますが、研究組織などは、私は、むしろこれまでよりは法人化によって、先ほど来様々に御説明いたしておりますように、学内において自由にできるようになるんですね。ですから、これは、これまで本当に文部科学省の組織の一部でございましたから、もうすべてのあらゆる細々とした、組織を改編するについてもすべて我々と財務省とも御相談いただいてやつてまいったわけでございますが、これは全体の運営交付金の中で弾力的に運用できるわけでございま

す。
その意味で、私は、研究テーマはもちろん自由に選べるわけでございますし、それを実施するための研究組織もより弾力になるという意味で、私は、法人化によって、むしろ基礎研究というものをその大学がしっかりと支えるつもりになればこれは私は十分に対応できるようになると思いますし、正にそのこと 자체が大学の本来の在り方であるというふうに考えております。

○西岡武夫君 私がお尋ねしておりますのは、大學の経営ということと基礎的な研究というものは概念としても余り両立をしないと思うんです。で

すから、学長になられる方も、経営感覚が非常にあって、俗で言う商売上手の方が学間的な実績、業績というのをどれくらいお持ちなのかということを考えますと、どういう方が学長に選ばれてくるのかなということを、これから先どうなるのかなど、この法案が通りせばですね、どうなるのか

ということを私は心配するんです。

私は、やっぱり一般的な経営感覚というものは、もちろん大学の運営については求められますけれども、どちらを大切にするかということについて

は、これまでの国立大学にいろいろ問題点はあると思いますけれども、そういう点では学問といふことに専念をするという意味で大きな意味を今まで持ってきたと思います。

私は、たまたまこの文教委員会に籍を置くようになりましたのが、あの昭和四十四年をピークとなりました大学紛争のとき以来でございまして、そのときの大学の自治というものの在り方というのには、極端なことを申しますと、大学の中で殺人などが行われても大学の名の下に警察権は介入できないという、そういうすぎまじい状況が現にありました。その中で、この大学紛争を何とか収束させなければいけないということで私もが文教委員会に配属されまして、それから文部行政についていささか今日までいろいろと意見を申し上げ、法案も立案をしてきたわけでございますけれども。

その私の経験からいたしましても、今回のこの国立大学法人の法案の内容は余りにも文部大臣に権限が集中しているのではないかと。私が言うんですから。大学紛争のときは、本当に大学の自治というのではなくて、むしろ基础研究というものをその大学がしっかりと支えるつもりになれば、それを実施するための研究組織もより弾力になるという意味で、私は、法人化によって、むしろ基礎研究というのをその大学がしっかりと支えるのになればこれが十分に対応できるようになると思いますし、正にそのこと 자체が大学の本来の在り方であるというふうに考えております。

○西岡武夫君 私がお尋ねいたします。

今、局長からの御答弁ですけれども、学長選考会議の構成メンバーに学長が入っているというのは、大臣はどうお考えですか。

○国務大臣(遠山敦子君) 現在の規定におきましても、学長の選考は評議会が行うわけでございま

すけれども、評議会の必要的な構成員に学長はなっておりまして、その学長が選考に加わること

は法令上禁止されていないところでございまして、各大学が大学の選考会議におきましてそれが判断において学長を加えるという場合には加えるということもあり得てよろしいんではないでしょうか。

○西岡武夫君 経営協議会と教育研究評議会とが意見の対立があつた場合に、これはどういうふうになるんでしょうか。

○国務大臣(遠山敦子君) 私は、それぞれの大学

どういうことですか。いや、大臣ですよ。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 法人化後の学長選考は、その職務の重要性を踏まえたふさわしい仕組みが必要であるということで、教学及び経営の双方の側面から学内の意向を反映させるということとで、学外者の意向を反映させることを考慮して、経営協議会の学外委員の代表者と、学長、役員以外の教育研究評議会の代表者から成る学長選考会において選考を行うと、こういう仕組みとするものでございます。

その上で、大学によつては、例えば各国立大学の規定等で再任が認められておらず、現在の学長が学長選考において当事者にならない場合などもあり得るということもございますので、学長選考会議の定めるところによりまして、学長又は理事を加え得ると、いろんなパターンができるところでございます。「ただし、その数は、学長選考の規定の三分の一」を超えてはならない」ということとしておりまして、そういうことでございま

す。
私は、恐らく今、委員が想定されますことは、教育研究という角度から、特に研究のような場合に、最近では例えば素粒子の研究にしたつて大変多額の設備費、研究費がかかるわけでございまして、限られた運営費の中ではそれが優先されると他のものが圧迫されるとか、様々なそういう議論があつて、ではその教育研究評議会の方ではともかく出してみよう。しかし、それは経営協議会の方では、これは法人の一一定の運営交付金等の手配の中でどうかということで、マネジメントの観点からそれなりに意見調整が行われる必要があると思います。そのときに、やはり役員会において議論をされて最終的に学長が決めるということになると、そういう仕組みになつてゐるわけでございま

す。
その意味で、私は、マネジメントということはこれから組織体、特に法人化するような場合には不可欠なものでございます。しかし、それは株式会社のような利益追求のための組織とは違うわけございまして、正に教育研究の質の向上というものをねらいとする、そういう大学におけるマネジメントということはまた別途の、何といいますか、能力というものが要ると思います。

その意味で、学長は、学長の資質というものが大変大事になるということは確かにございますけれども、私は、それぞれ大学内においてそうした問題をどのように解決していくかということは十分に議論をし、対応できる問題でありますし、またそのような形で各大学が法人化する際に自らの意思決定というものをしっかりとしていく、そういう存在になつてくれるものと思っているところでござります。

○西岡武夫君 経営協議会と教育研究評議会とが

において良識ある人々が選ばれて、経営協議会あるいは教育研究評議会の構成が決まるわけでございまして、そこでの論議そのものは合意形成が可能なものであろうとは思いますけれども、仮にその二つの評議会なり協議会において意見が合致しない場合には、それは最終決定は役員会の議を経て学長が行うわけでございます。

私は、恐らく今、委員が想定されますことは、教育研究という角度から、特に研究のような場合に、最近では例えば素粒子の研究にしたつて大変

多額の設備費、研究費がかかるわけでございまして、限られた運営費の中ではそれが優先されると他のものが圧迫されるとか、様々なそういう議論があつて、ではその教育研究評議会の方ではともかく出してみよう。しかし、それは経営協議会の方では、これは法人の一一定の運営交付金等の手

配の中でどうかということで、マネジメントの観点からそれなりに意見調整が行われる必要があると思います。そのときに、やはり役員会において議論をされて最終的に学長が決めるということになると、そういう仕組みになつてゐるわけでございま

す。
その意味で、私は、マネジメントということはこれから組織体、特に法人化するような場合には不可欠なものでございます。しかし、それは株式会社のような利益追求のための組織とは違うわけございまして、正に教育研究の質の向上という

ものをねらいとする、そういう大学におけるマネジメントということはまた別途の、何といいますか、能力というものが要ると思います。

その意味で、学長は、学長の資質というものが大変大事になるということは確かにございますけれども、私は、それぞれ大学内においてそうした問題をどのように解決していくかということは十分に議論をし、対応できる問題でありますし、またそのような形で各大学が法人化する際に自らの意思決定というものをしっかりとしていく、そういう存在になつてくれるものと思っているところでござります。

○西岡武夫君 経営協議会と教育研究評議会とが意見の対立があつた場合に、これはどういうふうになるんでしょうか。

○国務大臣(遠山敦子君) 私は、それぞれの大学

○西岡武夫君 大臣にお尋ねをいたします。

もう時間がほとんどありませんので、私はこの法案には反対であります。反対であります、こういう国立大学法人化をやるにしても、なぜ文部省は、国立大学機構を一つの法人として作って、そしてそこが大学を設置するということをお考えにならなかつたんですか。

私は、なぜそれを申し上げるかといいますと、私が政務次官のころでございますが、昭和四十六年ごろ、国立学校庁というのを文部省に、当時の文部省に作つて、そこが国立大学を監督するという形が望ましいのではないかということを申し上げたことがあります。かつてです。

そういうことから考えますと、こんなに国立大学の法人を一つ一つ全部法人化するというよりも、一つの法人を作つてそこが国立大学を設置するということにはなぜならなかつたんですか。

○國務大臣(遠山敦子君) 私は、西岡委員が現職でありますころお仕えいたしましたときに、様々な大学の問題について理想をお持ちになり、いろんな、何といいますか、構想をお持ちだつたということを思い出します。しかし、そういう、しかしかなり独自性のおありになる構想でございまして、なかなか全体の動きにはならなかつたということも確かでございます。

今のお話でございますけれども、国立大学機構というものが八十九の大学を設置するようにならどうかということを聞いていますが、今回の法案は、本当に成り立ちといいますか、私どものねらいといふものは、大学としての自主性、自律性を確立するという観点でございまして、それは、大学ごとに法人化をして、国立大学が切磋琢磨しながら特色ある多様な教育研究を開拓するということを目指しているわけでございます。

国立大学機構法人、機構方式というふうに仮に言わせていただきますと、これは言わば形を変えた護送船団方式でございまして、各大学の自主性、自律性を拡大することには必ずしもつながらないというふうに考えます。

○西岡武夫君 終わります。

○委員長(大野つや子君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十一分散会

平成十五年六月十日印刷

平成十五年六月十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C